

竹原市

# すくすくプラン

2020



『つながるつなげる 竹原スマイル。』

第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月



竹原市





## 子育てを通じて成長するまちへ

「子に過ぎたる宝なし」という“ことわざ”があります。

この世にある宝物のどれも子どもに匹敵するものはない、子どもは人生最高の宝である、ということが昔から言われています。

このように、古くから子どもは、家族はもちろん地域にとって大事な宝物として、大切に育てられてきました。

しかしながら、現代においては、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て環境は大きく変化し、子育て世代の負担や不安、孤立感が高まっています。

今こそ改めて、子どもの育ちと子育てを地域や社会全体で支える必要があると考えています。

そこで、これから「結婚・出産を迎える世代」が、それぞれの希望がかなえられ、「子ども」は、周囲の大人に見守られ、夢と希望を描きながらすくすく成長し、「親」は地域の方々に支えられ、子育てを楽しみながら親として成長し、「地域の皆様」は、積極的に子育てに関わることで元気になり、まち全体に活気が生まれる。そして、竹原市に住み子育てしたいと思う人が増えていく。この好循環を生み出すことを目的に、本計画を策定しました。

竹原市は、市民の皆様が子育てを通してお互いに強い絆でつながり、また、子育てを通してそれぞれが成長することで、まちに元気と笑顔があふれ、明るい未来へ発展していくことを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、竹原市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

「子に過ぎたる宝なし」竹原市の「宝」とともに光り輝きましょう。

令和2年3月

竹原市長

今菜敏彦

# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間及び対象	2

## 第2章 基本理念

1 基本理念	3
2 基本目標	5
3 計画の体系図	10

## 第3章 基本施策

<b>基本目標1</b> 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、 きめ細かいサポート体制によりかなえられている	12
<b>基本目標2</b> 親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、 楽しく子育てできる環境が整備されている	18
<b>基本目標3</b> 充実した教育環境のもと、すべての子どもが心豊かにたくましく成長している	28
<b>基本目標4</b> 地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、 地域に絆やつながりが生まれている	36

## 第4章 子どもの貧困対策の推進

1 子どもの貧困対策に当たって	45
2 主な取組	45
3 指標	48

## 第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定	49
2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	50

## 第6章 資料編

1 竹原市子ども・子育て会議条例（平成25年6月26日条例第22号）	59
2 竹原市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月31日現在）	60
3 竹原市少子化対策推進会議設置要綱（平成16年11月1日訓令・教委訓令第5号）	61
4 計画策定の経緯	63
5 社会情勢の変化	63
6 竹原市の現状	64
7 子育て支援に関するアンケート調査結果概要	78



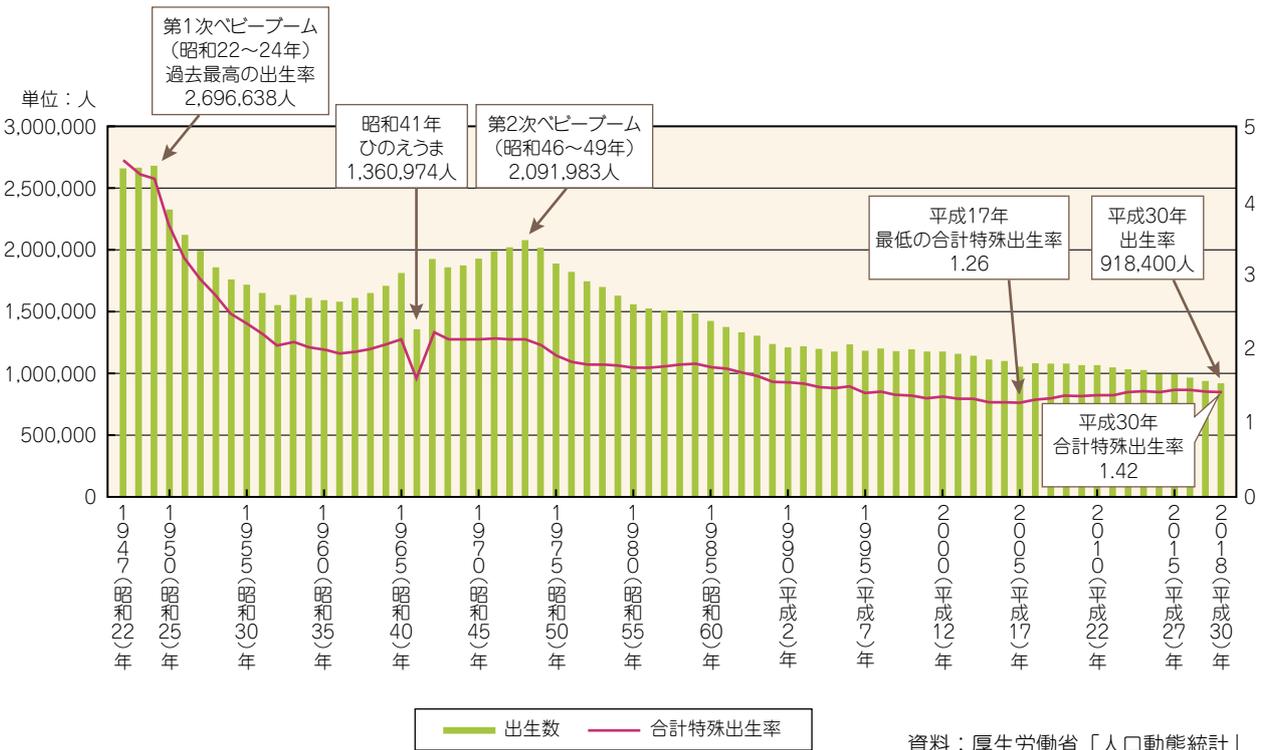
# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

竹原市では、平成27年度から令和元年度の5年間、地域や保護者が協力し、支え合いながら、安心して子育てができる社会を目指し、『安心の子育てを、みんなで支えるまち 竹原』を基本理念とし、様々な子育て支援に取り組んできました。

この間、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの大きく変化する環境に対応するため、本市の子ども・子育て家庭の現状と課題を整理し、潜在的なニーズを踏まえ、今後5年間で取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すものとして、「竹原市すくすくプラン2020」（以下、本計画という）を策定します。

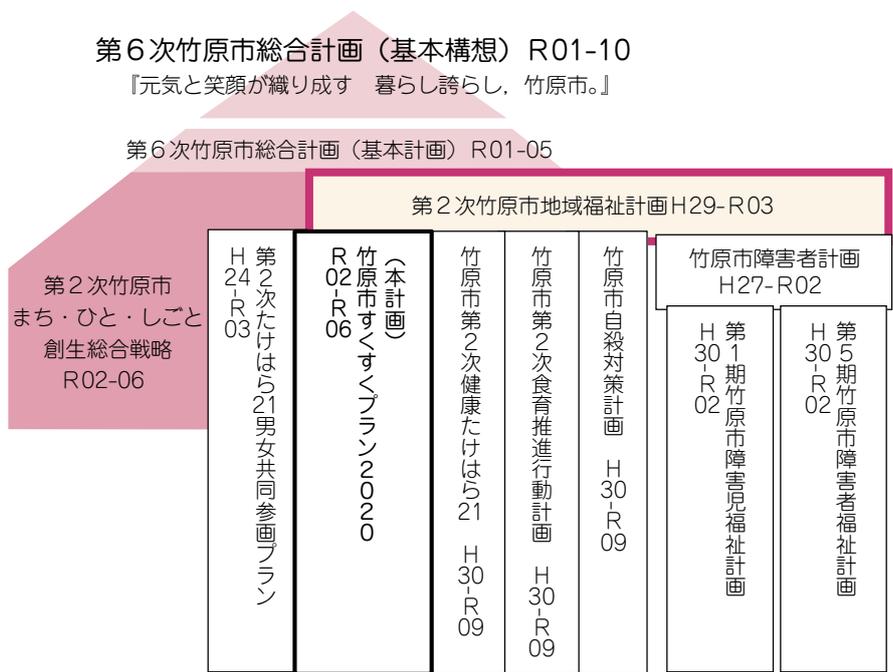


## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年号外法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法（平成15年号外法律第120号）第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。

また、総合的な子どもの貧困対策を進めるため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年号外法律第64号）に関する施策を含めるものとします。

さらに、本計画は、「第6次竹原市総合計画」（令和元年度～令和10年度）をはじめとして、「竹原市地域福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。



## 3 計画の期間及び対象

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、本計画は、毎年度、PDCAサイクルの考え方に基づいた方法により進捗管理を行います。その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

また、本計画の対象は、出会い、結婚を経て妊娠期から概ね18歳以下の全ての子どもと子育て家庭及び子どもを取り巻く社会のすべての構成員とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期竹原市子ども・子育て支援事業計画 『安心の子育てを、みんなで支えるまち 竹原』					竹原市すくすくプラン2020				



## 第2章 基本理念

### 1 基本理念

平成27年3月に策定した「竹原市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第1期計画という)では、「安心の子育てを、みんなで支えるまち 竹原」を基本理念とし、子どもたちの幸せを第一に考え、地域全体で子育てを温かく支えあうまちづくりを目指して、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たすとともに、それぞれが連携、協働しながら推進してきました。

その結果、ファミリー・サポート・センターの会員数等の増加や、地域交流センターにおける世代間交流事業の充実など、「みんなで支える」子育て環境の構築については一定の成果が出ており、地域全体で子育てを支えあう体制が整いつつあることから、本計画では、第1期計画の基本理念を発展させた新たな基本理念を掲げることとします。

本計画においては、第1期計画で整えた「みんなで支える」子育て環境を土台としながら、「子ども」「親」「地域」の3つの視点から、地域の人々が積極的に子育てに関わることで、地域の人々のつながりが深まるとともに、子どもは郷土愛を醸成しながら元気に育ち、親は地域のサポートを受け楽しく子育てをし、親として成長することができる環境を整えていきます。

#### 子育てを通じた3つの成長

- 子ども** みんなに見守られながら、のびのびと健やかに育ち、故郷・地域を大切に思う人に成長する。(心身の成長)
- 親** 家庭を築き、幸せや喜びを感じながら子育てをし、子どもとともに成長する。(精神的な成長)
- 地域** 地域の人々が積極的に子育てに関わることで、活気あふれる元気な地域づくりが進んでいる。(活力=成長)

こうした子育て環境を整えることにより、まちが元気になり、活力があふれる『子ども・親・地域がともに成長するまち』をつくることを基本理念とし、次の目指す姿を設定します。

(発展) 第2期の基本理念  
子ども・親・地域がともに成長するまち

(土台) 第1期で整備  
みんなで支える子育て環境

## 『目指す姿』

# つながるつなげる 竹原スマイル。

“スマイル”は、子育てに対し“みんながお互いに支えあう優しさ”と支えられ感じる“子育ての楽しさ”，そして、子育てを通じて“「子ども」「親」「地域」が成長を実感できている喜び”を表現しています。

「子ども」「親」「地域」がお互いに助け合い、支えあう強い絆で結びつき“つながる”ことで“スマイル”になり、その“スマイル”を次世代へと“つなげて”いく。

竹原市は、子育てを通じて“みんなが笑顔になり、明るい未来へと成長していくまち”を目指します。

## ●計画の名称

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の名称を、誰もが子育てを身近に感じ、子育てに対するそれぞれの役割を確認するため、親しみやすい名称とします。

## 『計画の名称』

# 竹原市すくすくプラン 2020

「すくすく」は、子育てを連想させるとともに、「子ども」「親」「地域」が「市の木」である「竹」と同じようにまっすぐ伸びて成長し、また、葉を広げるように、市民がつながりを持って、子育てに関わる姿を表現しています。





## 2 基本目標

基本理念を実現するための具体的な目標を4つ設定します。

基本目標の設定に当たっては、「子育て前の時期」「就学前児童の時期」「就学児童の時期」と子どもの成長段階に応じて設定し、多様な子育て支援施策が子どもの成長のどのタイミングで実施されているか、誰がみても分かりやすい目標となるよう設定しています。

また、すべての子どもの成長段階において、地域が子育てを支える役割が必要であることから、「地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている」ことを、地域が目指すべき目標として設定します。

なお、この基本目標を達成するために各施策を推進することは、平成27年国連サミット採択の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。

### 【本計画の基本目標と関連のあるSDGsの開発目標】



本計画の基本目標	
基本目標 1	出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている
基本目標 2	親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている
基本目標 3	充実した教育環境のもと、すべての子どもが心豊かにたくましく成長している
基本目標 4	地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

## 基本目標 1

### 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている

全国において未婚化・晩婚化が急速に進行しており、また晩婚化や未婚化、経済的理由等により、結婚や子どもを持つ希望がかなえられないケースが増加していることから、出会いの場の創出や「たけはらっこネウボラ」による妊娠から出産までの切れ目のない支援などにより、市民が出会い、結婚し、子どもを持つ希望が実現できるよう支援します。

対象：出会いから出産まで

ＫＧＩ：婚姻率（広島県人口動態統計調査・人口千人あたりの割合）

出生率（住民基本台帳・人口千人あたりの割合）

（単位：％）

	現在値（平成 29 年度）	現在値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
婚姻率	3.2	—	4.3（令和 5 年度）
出生率	—	4.04	5.04

分野：出会い・結婚、子どもを望む世帯への支援、出産環境の整備

#### 【(SDGs) 貢献するゴールとターゲット】



- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。



- 2.2 5歳未満の子どもの発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。



- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。



基本目標2

親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている

少子化、核家族化の進行や女性の社会進出など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化し、子育て支援に対する市民のニーズが多様化していることから、ニーズに応じた保育の提供や相談体制の充実、都市基盤の整備を通じて、親子がともに笑顔で成長できる環境を整えることを目指します。

対象：0歳から小学校入学前まで

KGI：未就学児童人口割合（0歳～5歳）（住民基本台帳・年度末）

（単位：％）

現在値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
3.04	3.31

分野：母子保健，小児医療，乳幼児医療，食育，子育て支援，安全・安心なまちづくり

【(SDGs) 貢献するゴールとターゲット】

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。</p> <p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。</p> <p>3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者数を半減させる。</p> <p>3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>

## 基本目標3

# 充実した教育環境のもと、すべての子どもが心豊かにたくましく成長している

子どもを取り巻く教育環境は、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭の孤立化など様々な課題に直面しています。同時に、情報化の進展により、子どもが直接、他者と関わり合い様々な体験をする機会が減少するとともに、SNSに起因する犯罪被害に遭うなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化していることから、コミュニティ・スクール制度の導入や多様な体験活動の場を充実させるとともに、見守り活動や有害環境対策に取り組むことで、子どもが心豊かにたくましく成長する環境を整えることを目指します。

対 象：小学校入学から18歳まで

KGI：就学児童人口割合（6歳～17歳）（住民基本台帳・年度末）

（単位：％）

現在値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
8.64	7.86

分 野：学校教育，生涯学習，青少年の健全育成

### 【(SDGs) 貢献するゴールとターゲット】



- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。



- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。



- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。



- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を終了できるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



基本目標4

地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

少子化、高齢化により地域のつながりが希薄化しており、地域みんなで子育てを応援することが求められています。子育て支援団体との連携や地域交流センターなどの活用を通じて地域全体での子育て支援を行うとともに、仕事と子育ての両立支援、支援の必要な子どもへのきめ細かい取組を進めます。

対象：地域の人々

KG1：地域交流センターにおいて、子育て支援の取組（子育て支援事業、世代間交流事業）へ参加する者の割合

(単位：%)

現在値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
4.74	8.30

分野：男女共同参画、地域の子育て支援、支援の必要な子どもへの支援

【(SDGs) 貢献するゴールとターゲット】

	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.4	公共サービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

### 3 計画の体系図

#### 基本理念

子ども・親・地域がともに成長するまち

#### 目指す姿

つながるつなげる竹原スマイル。

#### 基本目標

1 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている

##### (SDGs) 貢献するゴール



2 親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている

##### (SDGs) 貢献するゴール



3 充実した教育環境のもと、すべての子どもが心豊かにたくましく成長している

##### (SDGs) 貢献するゴール



4 地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

##### (SDGs) 貢献するゴール



※ SDGs (Sustainable Development Goals) のゴール(達成目標)を示すアイコン。竹原市は、本計画の推進により、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献します。



基本施策

出会い、結婚を応援する機運が醸成されている

子どもを望む世帯への支援が充実している

安心して出産できる環境が整備されている

親と子が健康で、元気に成長している

多様なニーズに対応する子育て支援体制が整っている

安全で、子育てしやすいまちになっている

充実した教育環境のもと子どもの生きる力が育まれている

様々な場所に豊かな体験学習の機会がある

青少年が健全に育っている

仕事と子育ての両立が推進されている

地域住民の子育てへの参画が進んでいる

すべての子どもと家庭をきめ細かく支援するための体制が充実している

子どもの貧困対策

## 第3章 基本施策

基本目標1 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている

### 【施策分野】

出会い・結婚

### 基本施策1

出会い、結婚を応援する機運が醸成されている

#### 《成果指標（KPI）》

■人口千人当たりの竹原市への婚姻届提出率（住民基本台帳人口（10月1日現在））

（単位：％）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
3.85	3.28	2.80	2.49	4.03
※参考（竹原市への婚姻届提出数）				
105	88	74	64	—

数値の判明時期：年度末

#### 《現状》

- 全国において未婚化・晩婚化が急速に進行しており、広島県においては、平成29年度の平均初婚年齢は男性30.2歳、女性28.6歳であり、平成19年度と比較すると、男女とも約1歳上昇しています。
- 本市の婚姻率は、平成29年度で3.2%であり、全国4.9%、広島県4.7%と比較し低く、広島県内では12位となっています。
- 平成27年国勢調査における本市の未婚率は、平成22年調査と比較し、男女とも上昇しています。
- 国勢調査における本市の20歳から40歳までの男女比率は、平成17年は男性49.4%、女性は50.6%とほぼ同数でしたが、平成27年は男性が52.2%、女性が47.8%とバランスが男性に偏っています。
- 全国の未婚者のうち、男性85.7%、女性89.3%はいずれ結婚しようと考えているにも関わらず（平成27年出生動向基本調査）、その希望がかなえられていません。
- 第15回出生動向基本調査によると、見合い結婚と恋愛結婚の比率は、戦前は見合い結婚が約7割を占めていましたが、1960年代に比率が逆転し、2015年には見合い結婚の割合は5.5%にとどまっています。
- 広島中央地域連携中枢都市圏において、結婚を目的とした出会いの機会を提供する事業へ助成するなど、圏域内の未婚化、晩婚化に対する取組が平成30年度からスタートしました。
- 市内の各種団体により、定期的に出会いの場を提供するイベントが開催されています。



### 《課題》

- 本市の婚姻率は、全国及び広島県平均を大きく下回っており、また、本市の20歳から39歳までの男女の人口は男性が多く、バランスが偏っていることから、出会いの機会が減少していることが考えられるため、市外の女性を呼び込み、市内の男性と出会う機会をつくりだすことが必要です。
- 婚姻率の低下と見合い結婚の割合の低下に相関がみられるため、見合い結婚の減少が婚姻率の低下の一因と考えられます。新たな出会いの場を創出する取組や、地域において結婚を支援する人材の発掘・育成が必要です。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 市外住民との出会いの場の創出

婚活イベントの開催や同様の事業を実施している他団体への支援を通じて、市外から結婚を希望する人を呼び込み、出会いの場を確保します。

また、連携市町間の婚活イベントの相互PRや連携市町において婚活イベントの開催と助成を行います。

主な事業：広島中央地域連携中枢都市圏による婚活支援

#### ② 市民同士の出会いの場の創出

結婚を支援するサポーター制度を設けるなど、地域のボランティア等人材の発掘と育成を行います。

基本目標 1 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている

【施策分野】

子どもをのぞむ世帯への支援

基本施策 2 子どもをのぞむ世帯への支援が充実している

《成果指標（KPI）》

■人口 1,000 人当たりの出生率（住民基本台帳人口・年度末）

（単位：‰）

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 6 年
5.09	3.95	5.15	4.04	5.04
※参考（出生数）				
139	106	136	104	—

数値の判明時期：年度末

《現状》

- 晩婚化や未婚化、経済的理由等により、子どもを持つ希望がかなえられないケースが増加しています。
- 本市の合計特殊出生率※は平成 15 年～ 19 年までは下降傾向でしたが、平成 20 年～ 24 年では上昇に転じています。平成 20 年～ 24 年の合計特殊出生率は 1.47 であり、全国平均（1.38）を上回っていますが、広島県平均（1.54）を下回っており、近隣の東広島市（1.64）や三原市（1.56）と比較しても低くなっています。
- 「健やか親子 21（第 2 次）」\*の中間評価等に関する検討会の資料によると、全国で不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数は、平成 24 年度は 134,943 件から平成 29 年度は 139,752 件に増加しています。
- 全国で平成 29 年に体外受精によって誕生した子どもの数は、およそ 16 人に 1 人の割合で過去最多といわれています。

※合計特殊出生率

・「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

※「健やか親子 21」

・平成 13 年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画。



### 《課題》

- 子どもを産み育てることに不安や悩みを感じる夫婦などに対し、その解消を図るなど、子どもを産み育てたいと考えている世帯への支援が必要です。
- 不妊治療を継続するためには、精神的、身体的な負担及び高額な治療費による経済的な負担、継続的な治療による時間的な負担などが大きく、周囲に相談できない方も多いことから、不妊治療に対する悩みの相談や支援体制が必要です。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 産み育てることへの支援

これから子どもを持つ夫婦に対し、子どもを産み育てることに希望が持てるように、様々な不安や悩みの解消を目指した支援を行います。

主な事業：パンフレット等での妊娠・不妊に関する正しい知識の普及啓発  
たけはらっこネウボラによる相談 など

#### ② 不妊治療への支援

健康保険が適用されず経済的負担が重い不妊治療に対しての助成や相談体制を整備することで、精神的、身体的、時間的な負担を軽減し、継続的な治療が受けられるよう支援します。

主な事業：たけはらっこネウボラによる相談  
不妊検査や一般不妊治療（体外受精や顕微授精を除く不妊治療）への助成  
不妊治療費助成事業（体外受精，顕微授精による不妊治療）  
広島県不妊専門相談センターと連携した不妊治療に対する相談 など

基本目標1 出会い、結ばれ、子どもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている

【施策分野】  
出産環境の整備

基本施策3 安心して出産できる環境が整備されている

《成果指標（KPI）》

■たけはらっこネウボラの利用者数

(単位：人)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
—	502	579	501	550

■適切な時期に母子健康手帳の交付を受ける人の割合（妊娠11週まで）

(単位：%)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
90.9	91.2	92.2	90.0	92.2

数値の判明時期：年度末

《現状》

- 平成30年度本市において実施した子育て世帯へのアンケート調査によると、身近な地域で子育てに関する悩みや不安を相談する相手として、「配偶者・パートナー」「父母」「友人・知人・近所の人」はいずれも5割を超えていますが、「市役所の相談窓口」など行政機関への相談割合は低くなっています。
- 本市で実施する1歳6か月児健康調査の問診では、育児について相談相手がいると回答した人の割合は93.4%（平成29年度）となっています。
- 県内の分娩取扱施設は減少傾向にあり、平成18年からの5年間で11か所が分娩の取扱いを中止しました。本市においても、平成20年度から市内の分娩施設が分娩の取扱を中止しました。
- 平成28年度に、市内の医療機関において妊婦健康診査を受診できるよう施設整備を行い、平成30年度の延べ受診者数は34人となっています。
- 市民の子育てニーズに対応した、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援を行うため、平成28年度に「たけはらっこネウボラ」を創設しており、延べ利用者数は年間500人程度で推移しています。
- 妊婦・胎児・乳幼児の健康保持増進のため、母子健康手帳の交付にあわせて、経済的理由で妊婦・胎児・乳幼児の健康診査の受診を差し控えることがないように健康診査に係る支援を行っており、平成30年度の延べ受診者数は1,771人です。



### 《課題》

- 「たけはらっこネウボラ」で切れ目のない支援を実施していますが、市民が安心して出産、子育てに取り組むことができるように、引き続き妊産婦のニーズや状況に応じたきめ細かい支援が必要です。
- 県内の分娩取扱施設は減少傾向にありますが、子どもを安心して出産できるように、市内医療機関と、市外の医療機関や地域周産期母子医療センターなどの分娩取扱施設との連携の強化が必要です。
- 妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るためには、適切な時期に母子健康手帳の交付を受け、定期的に妊婦健康診査を受診するとともに、妊娠期から育児技術を獲得する必要があります。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

たけはらっこネウボラ（子育て世代包括支援センター）を中心に、妊産婦並びに新生児及びその保護者への包括的な支援を通じて、胎児・新生児の良好な生育環境の確保など妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

主な事業：妊産婦への妊娠期に応じた相談や訪問による支援  
若年層や外国人など特に支援が必要な妊産婦への個別の支援の充実 など

#### ② 安心して出産できる体制づくり

妊婦等に対し安全・安心な分娩を進めるため、適切な受診等に関する周知に取り組むとともに、引き続き健診医療機関と分娩医療機関との連携体制の強化に取り組みます。

主な事業：市ホームページによる市内外の妊婦健康診査や分娩取扱施設の情報提供  
健診医療機関及び分娩医療機関との連携、情報共有 など

#### ③ 妊婦と胎児の健康保持・増進への支援

妊婦及び胎児の健康の保持増進のため、母子健康手帳を適切な時期に交付し、妊婦健康診査の受診への支援を行います。

また、健康・栄養・歯科口腔保健に関する指導と教育、育児技術の獲得を支援することで、出産・子育てに必要な知識の普及に取り組みます。

主な事業：妊婦健康診査費用の一部助成（受診票 14 枚交付）  
妊婦健康診査等への支援（奨励金の交付）  
あかちゃん講座の開催など出産・子育てに必要な知識の普及 など

基本目標2 親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている

【施策分野】

母子保健・小児医療  
乳幼児医療・食育

基本施策1 親と子が健康で、元気に成長している

《成果指標（KPI）》

■乳幼児の健診受診率

(単位：%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
4～5か月	89.2	94.3	97.8	94.9	94.9
9～10か月	88.7	91.9	93.7	89.7	91.7
1歳6か月	94.7	92.1	91.7	96.5	96.5
3歳児	91.2	94.2	90.9	86.0	90.3

■こども園等の給食の残菜率

(単位：%)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
0.31	0.27	0.63	0.96	0に近づける

■歯ブラシが正しく持てる子どもの割合（3歳児）

(単位：%)

平成27年	平成28年	平成29年	令和元年(10月時点)	令和6年
-	-	-	47.5	57.0

■はしが正しく持てる子どもの割合 4歳児（はしが持てる）・5歳児（はしが正しく持てる）

(単位：%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年(10月時点)	令和6年
4歳児	-	-	-	28.3	34.0
5歳児	-	-	-	10.2	12.2

数値の判明時期：年度末



### 《現状》

- 母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。
- 市内には、夜間に子どもが受診できる小児科の医療機関がありません。
- 一部の予防接種について、公費負担することで接種を促進しており、平成30年度の麻しん風しん混合ワクチンの接種率は、94.4%となっています。
- 「平成30年国民生活基礎調査」(厚生労働省)において、「児童(18歳未満の未婚者)のいる世帯」の所得の中央値は663万円で、当該世帯の62.1%が「(生活が)大変苦しい」「やや苦しい」と感じています。
- 「平成30年版少子化社会対策白書」(内閣府)において、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(56.3%)が最も多く、30～34歳で8割を超えています。
- 令和元年に実施した子育て世帯を対象にしたアンケートでは、概ね3割程度の人が、子育てに経済的負担がかかると感じています。
- 第2次食育推進計画の市民アンケート結果によると、市民の食育への関心は若年層になるほど低くなる傾向があり、食育の実践は12歳以上の市民において5割程度にとどまっています。乳幼児・小学生保護者では1割未満、12歳～18歳市民では2割弱が朝食の欠食が習慣化しています。
- 給食を通して、園児の食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げるなど園児の食べる力を身につけさせるため、毎年3月に、各保育所の残菜率を測定していますが、近年、上昇傾向にあります。

### 《課題》

- 子どもの健やかな成長を図るため、母親の健康の確保に加え、保護者の育児の不安軽減や子どもの成長に応じて適切な時期に、健康診査、育児相談等の切れ目のない支援が必要です。
- 夜間に受診できる小児科がないため、夜間に体調を崩した際の相談や助言など不安を軽減する環境づくりが必要です。また、子どもが大きな病気にかかることなく、健康に成長するためには、適切な時期に適切な予防接種を受けることが必要です。
- 経済的要因により、子どもが医療機関に受診できないことがないように、医療費を助成することで経済的負担を軽減し、次世代を担う子どもの健やかな育成を図る必要があります。
- 食育への関心や食育の実践の割合が低く、適正な食生活の実践につながっていないため、若年層の関心を高めるためこども園等における調理体験や栽培体験の場を充実させ、楽しく食について興味や関心を持てる取組が必要です。

## 《取組の方向性と主な事業》

### ① 子どもと母親の健康増進

育児学級・健康教室・家庭訪問など子どもや母親に対する保健指導や乳幼児健診を充実させるとともに、健診受診者の不安軽減が図られるよう専門職による相談を実施し、子どもや母親の健康増進を図ります。

主な事業：たけはらっこネウボラの相談・訪問等の支援  
乳幼児期の定期的な健診への助成  
育児・心理・栄養・歯科などに関する相談事業  
あかちゃん講座の開催など子育てに必要な知識の普及  
助産所での母乳育児の相談などの宿泊型産後ケア など

### ② 予防接種の促進と小児救急医療の相談体制の利用促進

子どもの病気を予防することで健やかな成長を促し、また、保護者が子どもの病気やケガなどについて不安を抱えることなく安心して子育てに取り組めるよう、相談体制について周知します。

主な事業：看護師による小児救急電話相談（#8000）<sup>\*</sup>や  
救急相談センター広島広域都市圏（#7119）<sup>\*</sup>の周知  
日本脳炎など定期予防接種への支援 など

### ③ 乳幼児等医療費への支援

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、子どもにかかる医療費の自己負担分の一部を県の補助対象（就学前児童の入院・通院時にかかる医療費自己負担分の一部助成）に加え、市独自の事業として助成します。

主な事業：乳幼児等医療費助成事業

### ④ 食育の推進

ライフステージに応じた様々な経験を通じて、「食」に関する知識とバランスの良い「食」の選択など、こども園等での食に関する教育を推進し、健全な食生活を実践できる力を育みます。

主な事業：こども園等での調理体験・栽培体験、保護者への給食試食会等の開催  
食事のマナー指導  
離乳食、幼児食教室など食に関する教室  
提供量の適正化や献立の充実などこども園等での残菜率減少の取組 など

※小児救急電話相談（#8000）

・小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるもの。

※救急相談センター広島広域都市圏（#7119）

・急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか、判断に迷った方からの電話による相談に対応するもの。



基本目標2 親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている

【施策分野】  
子育て支援

基本施策2 多様なニーズに対応する子育て支援体制が整っている

《成果指標（KPI）》

■待機児童（こども園等）

（単位：人）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
0	0	0	0	0

■ kid's めるまが情報送信サービスの登録者数割合（登録者／住民基本台帳10/1時点18歳以下）

（単位：％）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
6.51	7.25	8.30	10.02	16.92

数値の判明時期：年度末

《現状》

- 国立教育政策研究所の研究によると、就学前教育の質や年数が、その後の子どもの認知的及び非認知的能力\*発達に肯定的な影響を持つと報告されています。
- 子どもが成長に応じて、社会性を発達させ創造力を発揮し、主体性を獲得するためには、一定の人数による集団教育・集団保育が有効です。
- 核家族化の進行や女性の社会進出など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化し、それぞれの家庭の事情に即したニーズが高まっています。
- 本市の就学前子どもの数は、年々減少を続け、平成31年は774人（住民基本台帳・3月末時点）となり、今後も減少することが予想されます。
- 保育所、幼稚園等への3歳未満児の入所率は、近年増加しており、共働き世帯の増加と就労形態の多様化等により、今後も上昇することが見込まれます。
- 全国的に保育士が不足しており、障害児の受入れや延長保育、近年増加する外国人児童への対応など多様なニーズに対応するための人材も不足しています。

\*認知的及び非認知的能力

・認知的能力とは、言語、論理、記憶など主に脳の機能に由来する能力のこと。非認知的能力とは、協調性や好奇心、忍耐力など心の動きに由来する能力のこと。

《課題》

- こども園の役割として、質の高い就学前教育・保育の実践や保護者からの多様な相談対応があり、これらに対応するため、保育士の資質向上への取組や質の高い総合的な就学前教育・保育の提供が必要です。
- 保育のニーズ量に対して、施設定員は満たしていますが、保育士の人材不足が年々深刻化しており、待機児童を出さないための人材の確保と多様なニーズへの対応が必要です。
- 少子化等により、小規模な園において、園児数が大きく減少していることから、集団教育・集団保育に必要な一定数の園児数を確保することが必要です。



## 《取組の方向性と主な事業》

### ① こども園等での質の高い就学前教育・保育の提供

- こども園等での生活・体験を通じて、人と関わる力や思考力、感性や表現する力、知識や技能の基礎、学びに向かう力、人間性を育み、「夢をもち 心豊かにたくましく生きる子どもの育成」に資する一人一人の発達段階や特性に応じた質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 併せて、こども園等において、相談対応などを行いながら、保護者が抱える不安軽減を図ります。

主な事業：高齢者施設の訪問など、交流・体験の機会の創出  
 子どもの育ちと学びをつなぐ幼保小接続カリキュラムの編成・実施  
 こども園等での保護者の不安軽減のための相談対応  
 幼児教育アドバイザー訪問事業を活用した園内研修の実施  
 幼稚園連盟，保育連盟等が行う研修等による職員の資質向上 など

### ② 保育人材の確保と多様な保育ニーズへの対応

保育に携わる職員が不足するため、関係機関と連携を図り、保育士の定着や出産・育児等により離職した保育士の復職の支援などに取り組みます。

また、外国人児童の対応や多様な働き方や生活に応じた保育ニーズなどを的確に把握し、ニーズに対応した保育を提供するとともに、様々な方法により子育て支援に関する情報を提供します。

主な事業：保育士の復職への支援，保育人材の確保・育成  
 こども園等での一時預かり事業  
 外国人児童へのサポートの充実など保護者及びこども園等への支援  
 こども園等において保育時間を超えて保育を行う延長保育事業  
 病気や病気回復中の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育の実施  
 多子世帯の保育料の負担軽減  
 ホームページやSNS，kid's めるまがなど多様な媒体による情報提供  
 「こそだて はてな ぶっく」の発行・配布  
 発達障害児巡回支援事業 など

### ③ 充実した教育・保育環境づくり

一定規模の園児数を越えることが困難と見込まれる場合、園児数の推移や地域の状況等を考慮し、私立の就学前施設など関係機関と連携しながら、保育施設の再編についての検討を行います。

主な事業：保育施設の適正配置

基本目標2 親が子どもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てできる環境が整備されている

【施策分野】

安全・安心な  
まちづくり

基本施策3 安全で、子育てしやすいまちになっている

《成果指標（KPI）》

■公園を活用したイベント数（公園使用許可数）

（単位：件）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
—	—	256	—	271

■公園里親制度認定団体数

（単位：団体）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
13	14	14	13	14

■人口千人当たりの竹原市での交通事故発生件数

（単位：団体）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
3.12	3.44	3.27	2.02	1.50

■人口千人当たりの竹原警察署管内刑法犯罪認知件数

（単位：団体）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
4.67	4.26	4.42	3.31	3.0

数値の判明時期：次年度



### 《現状》

- 中心市街地に商業・医療等の生活機能が集積し、新開土地区画整理事業等により良好な居住環境整備が図られるなど、一定程度コンパクトな市街地形成が進んでいます。
- 国道、県道などの主要幹線道路や都市計画道路、集落間のアクセス道路は、道路改良や維持修繕、交通安全対策を順次実施している一方で、施設の老朽化が進んでいます。
- 自治会等による公園里親制度や公園の芝生化など、多様な団体や住民参加型による公園の維持管理手法の導入を促進することで、市民の愛着が深まるとともに、憩いの場として活用されています。
- 広島県全体では交通事故件数は減少傾向ですが、本市で発生する交通事故件数、交通事故死亡者数は、ともに横ばいで推移しています。
- 近年、こども園などの未就学児の事故（滋賀県大津市、東京都八王子市など）をはじめ全国的に子どもを巻き込む交通事故が多発しており、この対策として、国において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定されました。
- 本市で発生する犯罪認知件数は、平成29年から過去3年間、横ばいで推移しています。

### 《課題》

- 持続可能な都市づくりに向け、商業・医療施設など住民サービスに必要な生活機能の集約化や、地域特性を活かした都市の魅力向上と賑わいの創出が必要です。
- 公園をにぎわいづくりやまちづくり活動の拠点とし、また、幅広い世代が、公園を快適で居心地の良い空間として利用できるよう、バリアフリー化や芝生化、老朽化対策など、住民ニーズに対応した施設整備が必要です。
- 公園でのソフト面の取組が活発化するための環境整備や市内外への効果的な情報発信、公園を活用したまちづくり活動に携わる人材育成が課題です。
- 厳しい社会状況下にあっても市民の日常生活機能や経済活動を維持していくため、道路や河川など社会インフラの計画的な補修、改修が必要です。
- 子どもが自動車による交通事故に巻き込まれるケースが目立ってきていることから、交通事故を未然に防ぐ取組が必要です。
- 犯罪を未然に防ぐために、犯罪が起きにくい公共空間や環境を、地域や関係機関と連携して築いていくことが必要です。

## 《取組の方向性と主な事業》

### ① 良好な居住環境の整備と都市機能の集積

- 道路・公園などの都市基盤整備，まちのバリアフリー化，子どもや子育て世帯に魅力的な環境整備，浸水や土砂災害など災害リスクを低減した防災都市づくりなど，誰もが安全・快適に暮らせる居住環境が整った都市づくりに取り組みます。
- 地域の特性に応じて，一定規模の人口密度を維持し，日常生活に必要な生活利便施設（商業・医療・福祉・子育て施設等）が充実した利便性の高い拠点を形成します。

主な事業：都市計画等の誘導によるコンパクトな市街地の形成  
施設ごとの災害時の避難経路の周知・徹底  
地域優良賃貸住宅の集会所の活用促進 など

### ② 公共施設の適切な維持管理

- 公園の予防保全を進めるとともに，公園里親制度や指定管理者制度などの活用も図りながら，公園をまちづくり活動の拠点としたにぎわいづくりや適切な維持管理を行います。
- 通学路等にある危険箇所の定期的な点検を行い，老朽化した施設の改修・修繕による長寿命化など，道路，公園などの都市基盤の適切な維持管理により，子育て世帯にとって安全で快適に暮らせる居住環境を確保します。

主な事業：公園の指定管理者制度による活用促進，公園里親制度  
各種計画に基づく公共施設の定期点検と改修・修繕の実施  
未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検 など

### ③ 交通安全・防犯活動の推進

- 関係機関と連携し，交通安全教室や交通ルールの遵守，交通マナーを習慣付けるための普及啓発活動など自動車の安全運転への取組を推進します。
- 市民や関係機関と連携し，危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の整備やゾーン30<sup>\*</sup>等の生活道路対策の取組など，事故が起こりにくい環境を整備します。
- 防犯パトロールなど，地域や防犯活動団体と連携した防犯活動を実施するとともに，街路灯整備など，犯罪が起きにくい公共空間や環境の整備に努めます。

主な事業：交通安全協会・警察と合同での交通安全街頭啓発活動  
通学路交通安全プログラムの実施，ゾーン30などの生活道路対策，キッズゾーンの設定  
街路灯設置費補助金制度による街路灯の整備促進  
青色回転灯防犯パトロールへの車両の貸し出し  
回転灯や車両用ステッカーなど必要備品の整備  
「子ども110番の家」の推進 など

※ゾーン30

・生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として，最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施した区域（ゾーン）のこと。



【施策分野】  
学校教育

基本施策1

充実した教育環境のもと子どもの生きる力が育まれている

《成果指標（KPI）》

■基礎学力が定着している児童生徒の割合(全国学力学習状況調査通過率)(広島県平均比較) (単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学校・国語	1.6	2.75	2.5	0.0	3.0
小学校・算数	2.25	0	3.0	▲0.5	2.0
中学校・国語	▲0.35	▲2.35	6.0	▲3.0	1.0
中学校・数学	▲2.05	▲3.65	5.0	▲4.5	0.5

■新体力テストの広島県平均以上の種目の割合

(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学校	93.75	94.79	90.63	95.80	96.90
中学校	47.92	43.75	75.00	41.47	50.00

数値の判明次期：次年度

■朝ごはん喫食率(教育委員会「食事・生活アンケート」)

(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学生	90.0	88.2	91.8	89.9	100
中学生	84.7	85.3	82.3	79.7	100

■あいさつができる子どもの割合(全国学力学習状況調査)

(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学生	91.5	96.4	97.1	94.9	97.0
中学生	97.3	97.0	95.9	96.0	97.0

■地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある子どもの割合(全国学力学習状況調査)

(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学生	44.0	—	60.5	63.6	70.0
中学生	47.4	—	51.8	58.3	70.0



### 《現状》

- 子どもは、学校での教育のほか、家庭や地域社会において学び、成長するため、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐコミュニティ・スクールが全国的に注目されています。
- 広島版「学びの変革」アクション・プラン（平成26年度（2014）策定）により、これまでの知識ベースの学びに加え、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを推進していくことが示され、平成30年度（2018）から全県で展開されています。
- 平成30年度の全国学力学習状況調査通過率によると、基礎学力が定着している児童生徒の割合は、広島県平均と比較し、小学校では算数が0.5%低く、中学校では、国語が3.0%、数学が4.5%低くなっています。
- 思考力、判断力、表現力などのプログラミング的思考の習得等を目的に、令和2年度から小学校におけるプログラミング教育が必修化されますが、竹原市では、平成27年からタブレット型端末を整備し、遠隔授業をはじめとしたICTを効果的に活用した授業を展開し、必修化前から先進的にプログラミング教育も実践しています。
- 少子高齢化による児童生徒数の減少により、1クラスの人数が減少傾向にあり、複式学級となっている学校があります。
- 第2次食育推進行動計画策定時のアンケート結果によると、食育への関心については、乳幼児・小学生の保護者の77.7%、12歳から18歳の市民の58.9%が関心を持っており、朝食を毎日食べる割合は、乳幼児・小学生は93.9%、12歳から18歳の市民は91.7%となっています。
- 平成30年全国学力・学習状況調査によると、朝食を毎日食べる児童は、食べない児童と比較して、学力調査の平均正答率が高いことが明らかになっています。

### 《課題》

- 人口減少や超高齢社会の中で、地域社会からの学びが困難になっていることから、学校・家庭・地域の十分な連携のもと、学校を地域コミュニティの核として、子どもたちの豊かな学びを創造する取組が必要です。
- 知識ベースの受動的な学びから、コンピテンシー（成果につながる行動特性）の育成を目指した主体的・能動的な学びへ変革し、変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力（学び続ける力）の育成が必要です。
- 朝食をとることで、学力向上に必要な生活習慣を整えるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、習得した知識や技能を活用できる力の育成が必要です。
- 子ども達を取り巻く環境の変化に対応するため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たした体験活動の充実による、豊かな人間性や社会性、道徳性の育成が必要です。
- 健康教育や食育、体力づくりを充実させ、心身ともに健やかな児童生徒を育成していくことが必要です。
- 本市の基礎学力の定着率は、小学校と中学校との間でギャップが見られることから、小学校と中学校とを接続する小・中連携が必要です。
- 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばし、豊かな人間関係の構築が図られる集団教育が必要です。

## 《取組の方向性と主な事業》

### ① 地域とともにある信頼される学校づくりの推進

組織的な学校運営及び主体的で創意工夫のある教育活動を行うとともに、学校や保護者、地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支えるコミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

主な事業：コミュニティ・スクール事業  
学校の自主性・自立性の確立，人材育成の推進，  
開かれた学校づくりの推進 など

### ② 確かな学力の向上

グローバル化する社会を生き抜く力を身に付けさせるために、知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育活動を実施します。

主な事業：基礎学力の定着・向上，主体的な学びの創造，ICT活用教育の推進  
特別支援教育の推進，ことばの教育の推進，授業改善の推進  
朝ご飯事業への支援 など

### ③ 豊かな心の育成

豊かな人間性や社会性を育むために、体験活動や道徳教育を充実させるとともに、望ましい生き方を身に付けさせるための指導を充実します。

主な事業：体験活動の充実，道徳教育の充実，生徒指導の充実，伝統・文化等に関する  
教育の推進，キャリアスタートウィークなどキャリア教育の推進 など

### ④ 健やかな体の育成

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う教育を推進します。

主な事業：健康教育の充実，体力づくりの充実，  
給食週間の実施などによる食育の充実 など

### ⑤ 充実した教育環境づくり

中学校進学時の学力の低下を防ぎ、一人一人の資質や能力をさらに伸ばすとともに、集団生活における様々な人とのふれあいの中で豊かな人間関係の構築を図るため、充実した教育環境づくりを推進します。

主な事業：小中一貫教育の推進，学校の適正配置 など



【施策分野】  
体験学習

基本施策2 様々な場所に豊かな体験学習の機会がある

《成果指標（KPI）》

■小学生の児童館利用率

（単位：％）

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 6 年
45.44	47.69	42.29	30.23	50.0

■放課後児童クラブの待機児童数

（単位：人）

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 6 年
0	0	0	0	0

■新体力テストの広島県平均以上の種目の割合（再掲）

（単位：％）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 6 年
小学校	93.75	94.79	90.63	95.80	96.90
中学校	47.92	43.75	75.00	41.47	50.00

数値の判明次期：次年度

《現状》

- 国立青少年教育振興機構の調査によると、自然体験や生活体験といった体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高く、また、大人になってからの人間関係能力や自尊感情が高い傾向が見られます。
- 少子化や情報化の進展により、多人数での体験学習が以前に比べ困難になり、また、インターネットやテレビによる間接的な体験の機会が増加しています。
- 中央児童館の来館者数は平成 22 年度 1,059 人から平成 29 年度 838 人と年々減少しています。
- 国において、放課後児童クラブの待機児童解消のため、平成 30 年度に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室<sup>※</sup>の促進が図られています。
- 竹原市の放課後児童クラブの利用者数は増加を続けており、放課後児童クラブの支援員、補助員が不足しています。
- 県は、平成 31 年 3 月に第 2 期広島県スポーツ推進計画を策定し、スポーツを核とした豊かな地域づくりを基本理念とし、県民の誰もがスポーツを楽しみ、スポーツの力によって、健康と豊かさや幸せを実感でき、多様性が尊重される、平和で持続可能な社会の実現を目指すこととしています。
- 平成 28 年の社会生活基本調査によると、過去 1 年間に「スポーツ観戦（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）」をした人の割合は、広島県が 47 都道府県中で 1 位となっています。

※一体型放課後子供教室

・ 小学校の教職員と放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、一人ひとりの児童の状況を共有の上、きめ細かに対応できるよう連携した施設。



### 《課題》

- インターネットやテレビによる間接的な体験の機会の増加により、大人数での直接的な体験が減少しているため、未来の社会を担う子どもに人間的な成長に不可欠な体験の機会を意図的・計画的に与えることが必要です。
- 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにし児童の健全な育成を図る児童館の持つ役割を最大限発揮するため、利用者を増加させる取組が必要です。
- 放課後児童クラブにおいて待機児童を出さないため、支援員等の人材確保とふれあい館ひろしま等、関係機関と連携・協力した取組が必要です。
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであるため、子どものスポーツへの関心を高め、スポーツを通じて体を動かす習慣を身につけさせることが必要です。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 体験学習の推進

乳幼児や小中学生・高校生の異年齢交流、子ども会や地域子育て支援センターなどの活動を通じた自然体験や社会体験など、学びと体験の場の確保と充実に取り組みます。また、学び・体験の場として、放課後児童クラブや児童館の活動充実を図ります。

主な事業：中央児童館におけるスポーツ大会、調理体験などの体験活動の充実  
広島県児童館連絡協議会と連携した児童館職員の資質向上  
小学校など関係機関と連携した中央児童館の利用促進  
放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や体験学習機会の創出と支援員等の職員の人材確保や資質向上  
放課後児童クラブの待機児童を出さないための他施設利用の検討 など

#### ② スポーツの推進

スポーツを通じて心身ともに健やかな子どもの成長を図るため、トップアスリートと連携したスポーツへの関心を高める取組を進めるとともに、スポーツに参加しやすい機会の提供とスポーツの普及・指導に必要な人材・組織の育成など、「する」きっかけづくりに取り組みます。

主な事業：トップアスリートスポーツ教室の開催  
パラスポーツ体験教室の開催  
各種スポーツ大会の開催、指導団体を担う人材の育成・効果的な広報の実施  
スポーツ少年団等の団体への支援 など

【施策分野】

青少年の  
健全育成

基本施策3 青少年が健全に育っている

《成果指標（KPI）》

■広島県の不良行為少年※のうち竹原警察署による補導数割合  
（広島県警 少年補導・住民基本台帳 18歳以下）

（単位：％）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
1.93	4.65	2.89	1.08	前年比減

数値の判明時期：次年度

《現状》

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するため、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、市は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図りつつ、市内の子ども・若者の状況に応じた施策を策定し実施することが定められました。
- 広島県警察本部の統計によると平成30年中の広島県の非行少年※総数は1,056人であり、前年に比べ19.9%減少するなど、減少傾向にあります。
- 近年、スマートフォンの普及に伴い、SNSに起因する子どもの犯罪被害が増加しています。警察庁の資料によると平成29年にSNSをきっかけに犯罪被害にあった児童は約1,800人と過去最多となりました。
- 子育ての基本は家庭における教育であり、家庭において基本的な生活習慣の形成や社会における基本的なルール、規範を教えることが重要です。
- 広島県立生涯学習センターと連携し、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を実施し、保護者が子育てに関して「おのずから気づき、学ぶことができる力」を高めることで、家庭の教育力の向上を図っています。

※不良行為少年

・飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年。

※非行少年

・満20歳に満たない、犯罪、虞犯、触法各少年の総称。



### 《課題》

- 児童の触法行為をなくすため、警察など関係機関と連携した防犯教室や非行防止教室を行うとともに、近年増加している SNS 等に関する犯罪など、被害にあわないよう児童生徒への啓発が必要です。
- 子どもや青少年の健全育成には、家庭の教育力を向上させる取組と学校、地域などが連携した教育力を向上させる取組が必要です。
- 青少年の健全育成のためには、見守り活動などによる地域の環境を健全に保つ取組の継続など、地域と連携した環境づくりが必要です。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 学校での関係機関と連携した健全育成の推進

警察など関係機関と連携した適切な状況把握と、SNS を含む防犯教室や非行防止教室を実施するとともに、保健体育・道徳で学習内容等と関連させた指導など継続した取組を、各学校の状況に応じて進めます。

主な事業：警察による防犯教室や薬物乱用防止教室の開催  
民間通信事業者による SNS 教室の開催  
保健体育・道徳の授業と連携した指導 など

#### ② 家庭・学校・地域の連携による教育力向上の推進

青少年が心身ともに健やかに成長し、自らが持つ個性や能力を活かして社会で自立できるよう、家庭や学校、地域などの連携による教育力の向上を図ります。

主な事業：青少年育成竹原市民会議による青少年健全育成啓発活動  
中学生話し方大会、小学生の作文集作成  
子育てに関して保護者同士が語り学びあう「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の実施 など

#### ③ 健全育成に向けた環境づくりの推進

関係機関や地域が連携・協働し、見守り活動や有害環境対策に取り組み、青少年が健全に成長できる環境を整えます。

主な事業：青少年育成竹原市民会議による地区ごとの見回り活動、挨拶運動  
広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査 など

基本目標4 地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

【施策分野】  
男女共同参画

基本施策1 仕事と子育ての両立が推進されている

《成果指標（KPI）》

■男女が差別なく、ともに個性と能力を発揮できるまちだと思ふ人の割合 (単位：%)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
—	—	—	48.8	50.0

■市内事業所の管理職に占める女性の割合 (単位：%)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
—	16.5	—	—	20.0

■「次世代育成支援一般事業主行動計画」市内の策定企業数 (単位：社)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
—	—	—	16	20



### 《現状》

- 平成28年4月に、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会をめざすことを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、これを実施しなければならないと定められました。
- 平成29年度就業構造基本調査によると、広島県においては、育児をしている女性の有業率は65.0%で、全国平均（64.2%）を上回っていますが、全国31位と低い水準にあります。さらに、出産・育児を理由に離職した女性の割合は8.1%で、全国平均（6.9%）と比較し高い水準にあります。
- 平成28年に実施した本市によるアンケートによると、女性の管理職がない事業所が55%で、ポジティブ・アクション（男女の労働者に差が生じている場合、それらを解消するため個々の企業が自主的かつ積極的に行う取組）については「まったく知らない」「あまり知らない」と回答した企業が65%以上と女性の活躍の理解が進んでいない状況にあります。
- 平成28年度に実施した市民意識調査では、社会全体で男女間が「平等」と感じていると回答した人は15.0%で、平成23年度調査の19.8%に比べ4.8ポイント低下し、男女別では、男性が21.5%、女性が9.6%で、女性の方が男性より低くなっています。
- 全国的に核家族化が進んでおり、平成27年国勢調査によると、親と「同居している」者は総人口の33.8%であり、平成12年の40.0%から継続して低下しています。
- 平成27年国勢調査によると、全国的に共働き世帯が増えており、夫婦のいる一般世帯のうち47.6%で、平成12年の45.3%と比べて上昇し、今後も共働き世帯が増加することが予測されます。
- 平成28年社会生活基礎調査によると、6歳未満の子どもを持つ男性の育児関連時間\*は1日あたり49分であり、女性の3時間45分と比べ、低くなっています。

### 《課題》

- 仕事と子育ての両立のためには、多様な働き方の実現や働き方の見直し等、男女が互いに仕事と家庭の両立ができる環境を整えていく必要があります。
- 女性の有業率が低く、離職率が高いことから、女性の活躍が進んでいないため、女性が働きやすい環境づくりが必要です。
- アンケート結果等から今なお性別役割分担意識が残っているため、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。
- 核家族化や共働き家庭が増加し、子育てに時間的、体力的、精神的にゆとりを持ちにくい家庭が多いため、子育て家族に寄り添ったきめ細かい支援を提供することが必要です。また、父親の育児関連時間が短いことから、父親の積極的な育児参加を促進する取組が必要です。

※育児関連時間

・主に6歳未満の子どもに対する育児関連に費やす時間のこと。

## 《取組の方向性と主な事業》

### ① 雇用の確保と働き方改革の推進

安定的な就業につながる支援や再就職へのサポートなど、就職を希望する人が経済的に自立した生活が送れるよう支援するとともに、市内企業に対して、働き方の見直しについて考える機会を提供します。

主な事業：雇用におけるミスマッチ解消のための市内企業を対象とした就職ガイダンスの開催  
市内企業等に対する、働き方改革についての講演会の開催  
事業者の「次世代育成支援一般事業主行動計画」※策定に向けた啓発活動 など

### ② 女性の活躍の推進

働き方改革等の講演会の開催などによる啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランスの促進や多様な働き方への対応など、女性が能力を発揮できるよう女性が働きやすい環境づくりを促進します。

主な事業：わーくわくママサポートコーナーとの共催による女性の就労支援セミナー  
広報誌やホームページ等を利用した制度の周知や啓発  
職場におけるポジティブ・アクションの推進等、事業所に対する啓発 など

### ③ 男女共同参画社会づくりの推進

社会のあらゆる分野で男女がともに自立し活躍できるように、幅広い年齢層や様々な立場の市民が参加しやすい継続的な講座等学習の機会を設け、男女共同参画社会への理解促進と意識啓発を推進します。

主な事業：広報誌やホームページ等を利用した広報啓発活動  
大学教授等を講師に招いた市民向け講習会の開催 など

### ④ 父親の育児参加の促進

仕事と子育ての両立が図られるよう、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。

主な事業：父子健康手帳の交付 あかちゃん講座の休日開催 など

※次世代育成支援一般事業主行動計画

・企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない労働者を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たり、計画時期、目標、その達成のための対策と実施時期を定めたもの。



基本目標4 地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

【施策分野】

地域の子育て支援

基本施策2

地域住民の子育てへの参画が進んでいる

《成果指標（KPI）》

■ファミリー・サポート・センター登録会員数

（単位：人）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
338	361	375	381	413

■地域子育て支援センターの子ども一人当たり利用回数（子ども：0～2歳）

（利用回数：年度，子ども人数：各年4月30日現在）

（単位：回）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
25.2	22.7	24.0	26.7	27.5

数値の判明時期：年度末

《現状》

- 市が平成29年に実施したアンケート調査によると、「魅力あるまちとなるために必要なこと」として、約3割の人が「地域みんなで子育てを応援する、子どもたちの元気な声が響きわたるまち」と回答しています。
- 平成31年に実施した「子育て世帯向けのアンケートの結果では、半数以上の方が「地域の人たちは子育てを支えてくれている」と感じています。また、約7割の人は子育てをするうえで地域に望むことについて「子どもが危険な目に遭いそうな時の手助けや保護」を望み、約5割は「子どもを積極的にしかってほしい」と感じており、地域からのより踏み込んだ支援を求めていることが伺えます。
- 「ファミリー・サポート・センター」において、ボランティアの協力会員による児童の一時預かりや送迎など、子育て家庭のニーズに沿った支援を展開しています。
- 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅内の集会所の有効利用を図り、入居者への子育て支援を充実するため、平成31年度に地域子育て支援センターによる育児サークルを実施しました。
- 全国各地で地縁による住民主体の地域づくりが行われ、地域の魅力づくりや地域の課題解決に向けた取組が進められています。



### 《課題》

- 子育て中の親が孤独感を感じることなく、楽しく子育てができるよう地域全体で子育てを支えるためには、子育てに関心の高い人が多いことを活かし、これらの人々を巻き込む取組が必要です。
- 子どもの良好な生育環境を確保し、保護者の子育て中の不安を解消するため、子どもの友人関係の形成や保護者間の悩み・不安の共有・相談、子育てを支援する各種機関の連携強化、地域からの支援が必要です。

### 《取組の方向性と主な事業》

#### ① 地域における子育て人材の確保

保護者や地域の人々がつながりを持ち、地域で子どもを育てるために、子どもや保護者、地域の人々がふれあう機会の充実を図ります。

主な事業：ファミリー・サポート・センターの支援  
 児童館活動へのボランティアの参加促進  
 地域交流センターやNPO法人等と連携した子育て支援の人材の確保  
 朝ご飯事業への支援を通じたボランティア人材の確保 など

#### ② 子育てのネットワークづくり

- 子どもの社会性、創造力、主体性を獲得するための子ども会等による友人関係の形成や、子ども会活動や子育てサークルなどを通じた保護者間のネットワークづくりを支援します。
- 子どもの地域社会における学びを促進し、子育てに悩む親を支援するため、地域による子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

主な事業：地域子育て支援センターによる子育てサークルへの支援  
 子ども会活動やPTA活動など地域の子どもの活動の充実  
 子育て支援団体間の情報共有の場づくりなどネットワークの構築  
 民生・児童委員による地域の見守り活動の促進  
 活動拠点での地域課題やニーズに応じた講座等の提供  
 地域交流センターでの世代間交流など子育て支援事業の実施  
 調理教室・スポーツ大会の開催など、こども園・学校等と地域交流センターなど活動拠点との連携事業 など

基本目標4 地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている

【施策分野】  
支援の必要な  
子どもへの支援

基本施策3

すべての子どもと家庭をきめ細かく支援するための体制が充実している

《成果指標（KPI）》

■不登校児童生徒の割合

（単位：％）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
小学校	0.34	0.35	0.19	0.8	0.15
中学校	3.73	3.88	3.39	5.2	2.5

■虐待相談により死亡した子どもの人数

（単位：人）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
0	0	0	0	0
（参考）児童虐待相談対応件数				
57	44	55	73	—

■適切な時期に母子健康手帳の交付を受ける人の割合（妊娠11週まで）（再掲）

（単位：％）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
90.9	91.2	92.2	90.0	92.2

数値の判明時期：年度末



### 《現状》

- 全国的にいじめの認知件数は増加傾向にあり、本市の平成 29 年度のいじめの 1,000 人あたりの認知件数は、小学校 9.4 件、中学校 26.9 件、不登校の児童生徒の割合は、小学校 0.19%、中学校 3.39% となっています。  
市内小学校においては、いじめ、不登校ともに広島県平均を下回っていますが、中学校はともに広島県平均を上回っています。
- 全国の児童虐待相談対応件数は過去最多を更新しており、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 15 次報告）によると、死亡した子どもの年齢は 0 歳が 53.8% を占め、中でも月齢 0 か月児は 50% にのぼります。  
児童虐待の要因として、妊婦健診未受診や予期しない妊娠、精神疾患や抑うつ状態（産後うつ等）や乳幼児健康診査の未受診があげられています。
- 平成 27 年の国勢調査によると、本市では 6 歳未満の子のいる世帯の 5.0%、18 歳未満の子のいる世帯の 10.6% がひとり親世帯となっています。
- 経済的な問題のみならず、失業やひきこもりによる社会的な孤立など、生活困窮者が抱える問題は複雑化しています。
- 「令和元年版障害者白書」（内閣府）によると、全国の障害者の総数は 963.5 万人であり、国民の約 8% が何らかの障害を有しています。  
そのうち、身体障害児\*（18 歳未満）は 7.1 万人、知的障害児\*（18 歳未満）は 22.1 万人、また、精神障害児\*（20 歳未満）は 27.6 万人となっており、知的障害児、精神障害児は増加傾向にあります。本市についてはほぼ横ばいで推移しています。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加しており、平成 30 年度における広島県内の公立小・中学校等の特別支援学級在籍者は 6,659 人、通級による指導を受けている児童生徒数は 2,120 人で平成 26 年度の約 1.5 倍となっています。

### 《課題》

- いじめや不登校の早期発見、早期解決には、学校、家庭児童相談室、民生・児童委員などがそれぞれの役割を果たすための連携強化、保護者などが相談しやすい環境づくりや学習支援など、継続した支援が必要です。
- 児童虐待については、妊娠期から子育て期までの家庭への寄り添いや関係機関が連携した支援による未然防止のための取組と、児童虐待の早期発見や早期対応につなげるための市民意識の醸成が必要です。
- 生活面や養育面に問題を抱えている家庭に対しては、専門家による相談対応や経済的な支援など、自立への支援が必要です。
- 児童の障害や疾病への早期発見・早期対応、児童の自立のためには、相談支援事業所など関係機関と連携した支援体制の整備が必要です。
- 人工呼吸器などの医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等による関係機関で構成される協議の場を設けながら、総合的な支援体制の整備が必要です。

※身体障害・知的障害・精神障害

・身体障害とは、先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に障害を生じている状態。知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態。精神障害とは、意識、知能、記憶、感情、思考、行動などの精神機能に障害が生じ、行動の異常等が出現する状態。

## 《取組の方向性と主な事業》

### ① いじめ、不登校への対応と支援

いじめ、不登校について、支援が必要な子どもの健やかな成長を支えるため、福祉や教育など関係機関の連携を密にし、各家庭の様々な事情を考慮しながら、きめこまやかな取組を進めます。

主な事業：教育相談室による保護者への相談対応，児童への学習支援  
NPO法人による電話での相談業務  
家庭相談員や民生・児童委員による相談，見守り，訪問事業  
各学校の生徒指導担当職員への研修 など

### ② 児童虐待への対応と支援

児童虐待の実情の把握や相談対応など広島県こども家庭センター等関係機関と連携して，継続的な支援を行う体制づくりとともに，近隣住民からの通報など早期発見，早期対応につなげるための市民への啓発を行います。

主な事業：相談・訪問等支援業務の拠点となる子ども家庭総合支援拠点の設置  
啓発活動による市民意識の醸成  
家庭相談員や民生・児童委員による相談，見守り，訪問事業  
要保護児童対策地域協議会による実態把握，支援計画の検討，支援  
たけはらっこネウボラによる相談，状況に応じた個別の支援  
産後ケア事業による産後うつと虐待予防  
乳幼児健康診査の受診勧奨や適切な時期の母子健康手帳の交付 など

### ③ 支援が必要な子ども・家庭への支援

生活困窮，ひとり親家庭，障害など支援が必要な子どもやその家族に対して，的確な支援やサービスの提供を行うとともに，サービス内容の充実を図ります。

主な事業：スクールソーシャルワーカーによる日常生活に問題（虐待，不登校等）を抱える児童生徒への個人及び個人を取り巻く社会環境へ働きかけることによる問題解決のための支援  
ひとり親家庭等の小学1年生から中学3年生を対象にした学習支援  
こども園や放課後児童クラブ等の入所や市営住宅の入居の優先的な取扱  
相談・訪問等支援業務の拠点となる子ども家庭総合支援拠点の設置  
家庭相談員による相談，訪問事業  
発達障害児巡回支援事業  
他機関との連携による職員等のスキルアップ  
学校における個別教育支援計画，指導計画に基づいた支援  
発達障害巡回支援専門員による保護者への助言  
支援の必要な児童に対する就学前相談会の実施  
サポートファイル啓発活動  
コーディネーターによる助言など医療的ケア児への支援  
小学校等への就学が困難な者への就学援助制度  
大学等への修学が困難な者への奨学金の貸与，給付 など



## 第4章 子どもの貧困対策の推進

### 1 子どもの貧困対策に当たって

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年号外法律第64号）では、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、子どもの貧困への対策を総合的に推進することが定められています。

本市においては、この法律に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

### 2 主な取組

#### 取組① 教育の支援

家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人一人がその個性と可能性を伸ばしながら成長できるよう、乳幼児期の教育・保育の確保をはじめ、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図るとともに、教育の機会均等を確保します。

- こども園等での質の高い就学前教育・保育の提供（2-2-①）
  - 高齢者施設の訪問など、交流・体験の機会の創出
  - 子どもの育ちと学びをつなぐ幼保小接続カリキュラムの編成・実施
  - こども園等での保護者の不安軽減のための相談対応
- 体験学習の推進（3-2-①）
  - 放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や体験学習機会の創出と支援員等の職員の人材確保や資質向上
- 家庭・学校・地域の連携による教育力向上の推進（3-3-②）
  - 青少年育成竹原市民会議による青少年健全育成啓発活動
  - 子育てに関して保護者同士が語り学びあう「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の実施
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
  - 児童生徒が抱える問題を解決するためのスクールソーシャルワーカーによる支援
  - ひとり親家庭等の小学1年生から中学3年生を対象にした学習支援
  - 小学校等への就学が困難な者への就学援助制度
  - 大学等への修学が困難な者への奨学金の貸与、給付

## 取組 ② 生活の安定に資するための支援

経済的に困難な状況にある子どもやその家族が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、一層困難な状態に陥ることがないように、相談支援の充実を図るとともに、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援します。

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（1-3-①）
  - 妊産婦への妊娠期に応じた相談や訪問による支援
  - 若年層や外国人など特に支援が必要な妊産婦への個別の支援の充実
- 安心して出産できる体制づくり（1-3-②）
  - 市ホームページによる市内外の妊婦健康診査や分娩取扱施設の情報提供
  - 健診医療機関及び分娩医療機関との連携、情報共有
- 妊婦と胎児の健康保持・増進への支援（1-3-③）
  - 妊婦健康診査費用の一部助成
  - 妊婦健康診査等への支援
  - あかちゃん講座の開催など出産・子育てに必要な知識の普及
- 子どもと母親の健康増進（2-1-①）
  - たけはらっこネウボラの相談・訪問等の支援
  - 乳幼児期の定期的な健診への助成
  - 育児・心理・栄養・歯科などに関する相談事業
  - あかちゃん講座の開催など子育てに必要な知識の普及
- 予防接種の促進と小児救急医療の相談体制の利用促進（2-1-②）
  - 看護師による小児救急電話相談（#8000）や救急相談センター広島広域都市圏（#7119）の周知
  - 日本脳炎など定期予防接種への支援
- 食育の推進（2-1-④）
  - こども園等での調理体験・栽培体験、保護者への給食試食会等の開催
  - 離乳食、幼児食教室など食に関する教室
- 保育人材の確保と多様な保育ニーズへの対応（2-2-②）
  - 保育士の復職への支援、保育人材の確保・育成
  - 子育て支援体制の充実
  - 多子世帯の保育料の負担軽減
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
  - こども園や放課後児童クラブ等の入所や市営住宅への入居の優先的な取扱の実施
  - 家庭相談員による相談、訪問事業
  - 相談・訪問等支援業務の拠点となる子ども家庭総合支援拠点の設置
- 教育・保育の量の見込み（事業量の見込みと確保方策）
  - 教育・保育の量の見込みに基づく提供体制の確保



### 取組 ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

経済的に困難な状態を克服し、生活の安定を図るためには、保護者が働いて収入を得ることが第一義的に求められます。そのため、保護者の安定的な就業につながる支援や再就職へのサポートなど、経済的に自立した生活が送れるよう支援します。

- 雇用の確保と働き方改革の推進（4-1-①）
  - 雇用におけるミスマッチ解消のための市内企業を対象とした就職ガイダンスの開催
  - 市内企業等に対する、働き方改革についての講演会の開催
  - 事業者の「次世代育成支援一般事業主行動計画」策定に向けた啓発活動
- 女性の活躍の推進（4-1-②）
  - わーくわくママサポートコーナーとの共催による女性の就労支援セミナー
  - 広報誌やホームページ等を利用した制度の周知や啓発
  - 職場におけるポジティブ・アクションの推進等、事業所に対する啓発
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
  - 家庭相談員による相談、訪問事業
  - 高等職業訓練促進事業給付金の支給
  - 自立支援教育訓練給付金の支給

### 取組 ④ 経済的支援

経済的な支援については、親の健康状態や就労状況にかかわらず日々の生活を安定させる観点から重要です。そのため、生活基盤の安定に向けた各種手当、助成や貸付など諸制度を活用した適切な経済的支援を行います。

- 乳幼児等医療費への支援（2-1-③）
  - 乳幼児等医療費助成事業
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
  - 母子父子・寡婦福祉資金貸付金による就学支度資金、修学資金等の貸付
  - 自治体提携融資の実施（民間金融機関、大崎上島町と連携し、市町内在住者及び在勤者を対象としたローンの実施）
  - ひとり親家庭等医療費の助成

### 3 指標

内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 6 年度
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学者の割合（進学人数 / 対象人数）	1 / 1	—	進学希望者の全員進学
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退者の割合（中退人数 / 対象人数）	1 / 3	—	中退者 0 人
18 歳未満の子どものいる世帯のうち、生活困窮者自立支援相談により就労した者の割合	支援件数 2 就労件数 1	—	支援したものすべての就労を目指す
母子父子自立支援員の支援により就労した者の割合	支援件数 3 就労件数 2	支援件数 5 就労件数 4	支援したものすべての就労を目指す
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭） （9/1 時点）	—	88.3%	100%に近づける
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭） （9/1 時点）	—	71.4%	100%に近づける



## 第5章 事業量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、忠海中学校区、竹原中学校区、賀茂川中学校区、吉名学園校区の4つを区域として考えますが、必要に応じて市全体を1区域として設定しています。

教育・保育事業	区域設定
①1号認定（3～5歳）幼稚園／認定こども園	3中学校区，義務教育学校区
②2号認定（3～5歳）保育所／認定こども園	3中学校区，義務教育学校区
③3号認定（0～2歳）保育所／認定こども園／地域型保育	3中学校区，義務教育学校区
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①延長保育事業	3中学校区，義務教育学校区
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	3中学校区，義務教育学校区
③子育て短期支援事業	市内全域
④地域子育て支援拠点事業	3中学校区，義務教育学校区
⑤一時預かり事業	3中学校区，義務教育学校区
⑥病児・病後児保育事業	市内全域
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市内全域
⑧利用者支援事業	市内全域
⑨妊婦健康診査	市内全域
⑩乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
⑪養育支援訪問事業	市内全域

## 2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行います。

量の見込みは地域の実情等を考慮し、保護者に対して実施する利用希望把握調査やこれまでの支給認定の実績値の推移の傾向を勘案して算出しています。また、算出した量の見込みに対応できるよう、確保方策を設定しています。

### (1) 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（幼稚園・保育園・認定こども園等）

① 1号認定（幼稚園・認定こども園）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合に利用します。
対象	3～5歳

#### ■ 1号認定

(単位：人)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区	16	15	15	16	16
竹原中学校区	95	96	88	91	82
賀茂川中学校区	4	4	5	4	4
吉名学園校区	4	4	4	4	4
①見込量計	119	119	112	115	106
②確保方策	170	170	170	170	170
②-①	51	51	58	55	64

確保の内容	令和2年3月時点 忠海中学校区：25人      竹原中学校区：123人 賀茂川中学校区：10人      吉名学園校区：12人 合 計：170人
-------	--



② 2号認定（保育所・認定こども園）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に利用します。
対 象	3～5歳

### ■ 2号認定

(単位：人)

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		37	36	36	38	37
竹原中学校区		155	157	143	149	133
賀茂川中学校区		33	39	42	39	35
吉名学園校区		26	23	21	23	24
①見込量計		251	255	242	249	229
②確保方策		335	335	335	335	335
②-①		84	80	93	86	106

確保の内容	令和2年3月時点 忠海中学校区：43人　竹原中学校区：159人 賀茂川中学校区：85人　吉名学園校区：48人 合　　計：335人
-------	---

③ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育）	
事業の概要	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の労働または疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に利用します。
対 象	0～2歳

### ■ 3号認定（0歳）

(単位：人)

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		6	6	5	5	5
竹原中学校区		23	22	21	20	19
賀茂川中学校区		8	8	7	7	7
吉名学園校区		4	4	4	4	3
①見込量計		41	40	37	36	34
②確保方策		43	42	41	40	39
②-①		2	2	4	4	5

### ■ 3号認定（1～2歳）

（単位：人）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		15	15	14	13	12
竹原中学校区		80	69	72	69	66
賀茂川中学校区		25	21	22	21	20
吉名学園校区		11	12	10	10	10
①見込量計		131	117	118	113	108
②確保方策		157	157	157	157	157
②-①		26	40	39	44	49

確保の内容	令和2年3月時点	
	0歳	忠海中学校区：6人 竹原中学校区：23人 賀茂川中学校区：8人 吉名学園校区：6人 合計：43人
確保の内容	1～2歳	
		忠海中学校区：21人 竹原中学校区：80人 賀茂川中学校区：32人 吉名学園校区：24人 合計：157人

## （2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### ①延長保育事業

事業の概要	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、支給認定時間を超えて利用する児童に対し、早朝・夕方の保育を実施します。
対象	こども園等に入園している児童

### ■延長保育事業

（単位：人）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		43	42	42	41	41
竹原中学校区		161	162	164	165	167
賀茂川中学校区		25	24	24	24	23
吉名学園校区		16	16	15	15	15
①見込量計		245	244	245	245	246
②確保方策		245	244	245	245	246
②-①		0	0	0	0	0

確保の内容	公立保育所1か所、公立こども園3か所、私立こども園5か所において、引き続き実施することで、量の見込みの確保を図ります。
-------	---



②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
事業の概要	就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
対 象	小学校1～6年生の児童

### ■放課後児童健全育成事業

(単位：人)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	84	87	91	91	91
2年生	81	84	87	87	87
3年生	70	72	74	74	74
4年生	44	46	48	48	48
5年生	19	19	19	19	19
6年生	10	10	10	10	10
忠海中学校区	30	31	32	32	32
竹原中学校区	201	207	214	214	214
賀茂川中学校区	36	37	39	39	39
吉名学園校区	41	43	44	44	44
①見込量計	308	318	329	329	329
②確保方策	308	318	329	329	329
②-①	0	0	0	0	0

#### 確保方策

8か所（竹原、竹原西、吉名、大乘、忠海、中通、東野、莊野）の小学校等において、引き続き実施することで、量の見込みの確保を図ります。

③子育て短期支援事業	
事業の概要	保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。
対 象	0～5歳児

### ■子育て短期支援事業

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

#### 確保方策

利用ニーズに応じて、関係機関と連携します。

#### ④地域子育て支援拠点事業

事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供等を行います。
対 象	小学校就学前までの児童とその保護者

#### ■地域子育て支援拠点事業（1か月当たり）

（単位：人回）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		47	48	50	52	54
竹原中学校区		763	746	729	712	696
賀茂川中学校区		20	18	17	16	15
吉名学園校区		9	8	7	7	6
①見込量計		839	820	803	787	771
②確保方策		839	820	803	787	771
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	ゆりかご（竹原市中央児童館）、つくしんぼ（NPO 法人ふれあい館ひろしま）、ミルクハウス（市内各こども園等及び各地域交流センター）において、引き続き実施することで、量の見込みの確保を図ります。
------	--

#### ⑤一時預かり事業

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。
対 象	【幼稚園型】 認定こども園、幼稚園の1号認定の在園児 【幼稚園型以外】 認定こども園等を利用していない0～5歳児

#### ■一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人日）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		534	576	622	672	726
竹原中学校区		507	461	420	382	348
賀茂川中学校区		20	20	20	20	20
吉名学園校区		5	5	5	5	5
①見込量計		1,066	1,062	1,067	1,079	1,099
②確保方策		1,066	1,062	1,067	1,079	1,099
②-①		0	0	0	0	0



## ■一時預かり事業（幼稚園型以外）

（単位：人日）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
忠海中学校区		249	236	225	213	203
竹原中学校区		1,874	1,874	1,874	1,874	1,874
賀茂川中学校区		58	44	34	26	24
吉名学園校区		10	10	9	9	9
①見込量計		2,191	2,164	2,142	2,122	2,110
②確保方策		2,191	2,164	2,142	2,122	2,110
②-①		0	0	0	0	0

## 確保方策

各施設において、引き続き実施することで、量の見込みの確保を図ります。

【幼稚園型】 認定こども園

【幼稚園型以外】 公立保育所、公立こども園、私立認定こども園  
NPO法人ふれあい館ひろしま

## ⑥病児・病後児保育事業

事業の概要	児童が病気治療中または病気の回復期であり、集団保育等が困難な児童で保護者が勤務等の都合により家庭で保育が困難な児童を一時的に、施設において預かる事業です。病児保育室『ポピー』は米田小児科医院が運営し、病後児保育室『さくらんぼ』はNPO法人ふれあい館ひろしまが運営して預かります。
対 象	生後3か月～小学6年生まで（定員2名）

## ■病児・病後児保育事業

（単位：人日）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		127	127	128	128	129
②確保方策		127	127	128	128	129
②-①		0	0	0	0	0

## 確保方策

米田小児科医院、NPO法人ふれあい館ひろしまにおいて、引き続き実施することで、量の見込みの確保を図ります。

### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員が相互に援助活動を行います。
対 象	0歳～小学校6年生までの児童

#### ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：人回）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		1,069	1,048	1,027	1,006	986
②確保方策		1,069	1,048	1,027	1,006	986
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	各種広報等により周知を行うことで、協力会員及び両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。
------	--

### ⑧利用者支援事業

事業の概要	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての情報提供、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
対 象	主に就学前児童（0～5歳）を持つ保護者

#### ■利用者支援事業

（単位：か所）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型		—	—	—	—	—
母子保健型		1	1	1	1	1
①見込量計		1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	平成28年度から保健センター内に「たけはらっこネウボラ」（子育て世代包括支援センター）を設置しています。
------	--



### 9 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦が市と契約した医療機関において実施した健康診断について、所定の金額を公費負担します。
対象	市内在住の妊婦

#### ■妊婦健康診査（年間対象者数・受診回数）

（単位：人・人回）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数		175	166	158	149	142
実施回数		1,693	1,618	1,546	1,477	1,412
①見込量計		1,693	1,618	1,546	1,477	1,412
②確保方策		1,693	1,618	1,546	1,477	1,412
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	引き続き、該当の医療機関において実施することで量の見込みの確保を図ります。
------	---------------------------------------

### 10 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
対象	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

#### ■乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		90	86	82	79	76
②確保方策		90	86	82	79	76
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	引き続き、全戸訪問を基本とした保健師による訪問事業を行います。
------	---------------------------------

### ⑪ 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する支援・助言等を行います。
対 象	養育支援が特に必要な家庭

#### ■養育支援訪問事業

(単位：件)

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

確保方策	本市では、現在養育支援訪問事業を行っていませんが、必要に応じて対応できるよう、環境整備を進めます。
------	---

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
-------	--

確保方策	今後の国の動向等を踏まえ、市民ニーズを把握しながら実施を検討します。
------	------------------------------------

### ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
-------	---

確保方策	民間事業者の参入があった場合、事業の実施について検討します。
------	--------------------------------



## 第6章 資料編

### 1 竹原市子ども・子育て会議条例（平成25年6月26日条例第22号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、竹原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4）子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- （5）関係行政機関の職員
- （6）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## 2 竹原市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月31日現在）

（順不同・敬称略）

所 属 等	役職名	氏 名	備 考
1. 子どもの保護者（市内4中学校区・就学前の保護者4名）			
忠海中学校区	委 員	福永 正浩	忠海東部こども園
竹原中学校区	委 員	大武佳菜子	竹原保育所
賀茂川中学校区	委 員	平田 悠子	東野保育所
吉名学園校区	委 員	住吉 恵美	吉名保育所
2. 関係団体から推薦を受けた者			
地域子育て支援センター	委 員	川本 聡子	ゆりかご
3. 関係団体の事業に従事する者			
竹原市保育連盟	副会長	柄崎 佳之	賀茂川こども園
竹原市私立幼稚園協会	委 員	鴨宮 弘宜	中央こども園
竹原市社会福祉協議会	委 員	竹田 勝也	
4. 学識経験者			
広島大学准教授	会 長	中坪 史典	
5. 関係行政機関			
竹原市副市長	委 員	田所 一三	
竹原市教育委員会教育長	委 員	高田 英弘	
6. 市長が必要と認める者			
竹原市民生委員児童委員協議会	委 員	宮本 恭子	
竹原市女性連絡協議会	委 員	荒川 幸子	
竹原市小学校長会	委 員	川内 直美	中通小学校
竹原商工会議所	委 員	鴨宮 良江	
連合賀茂豊田地域協議会	委 員	住吉 正和	
竹原地区医師会	委 員	米田 吉宏	



### 3 竹原市少子化対策推進会議設置要綱（平成16年11月1日訓令・教委訓令第5号）

（設置）

第1条 少子化の進展に対応して、必要な施策の総合的な企画及び調整を行うとともに、その効果的な推進を図るため、竹原市少子化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）少子化対策の基本方針の策定に関すること。
- （2）少子化対策の総合調整及び推進に関すること。
- （3）その他推進会議が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者を市長が任命する。

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は福祉部長を、副会長は社会福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について、調査研究及び事務的な連絡調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、社会福祉課長が代表幹事となる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰し、会議の議長となる。
- 4 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 代表幹事は、幹事会で検討した事項について、推進会議に報告する。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

（竹原市児童育成計画推進会議設置要綱の廃止）

2 竹原市児童育成計画推進会議設置要綱（平成12年竹原市・竹原市教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日訓令・教委訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令・教委訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日訓令・教委訓令第 4 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日訓令・教委訓令第 2 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日訓令・教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令・教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令・教委訓令第 2 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令・教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日訓令・教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

竹原市少子化対策推進会議

会長	福祉部長
副会長	社会福祉課長
委員	企画政策課長
	危機管理課長
	産業振興課長
	地域づくり課長
	市民課長
	健康福祉課長
	建設課長
	都市整備課長
	教育振興課長
	学校教育課長

別表第 2（第 6 条関係）

幹事会

代表幹事	社会福祉課長
幹事	企画政策課秘書企画係長
	産業振興課商工観光振興係長
	地域づくり課協働推進係長
	地域づくり課人権男女共同参画係長
	市民課市民係長
	市民課医療年金係長
	市民課生活環境係長
	社会福祉課福祉総務係長
	社会福祉課保護係長
	社会福祉課子ども福祉係長
	公立保育所長
	健康福祉課障害福祉係長
	健康福祉課健康対策係長
	建設課建設維持係長
	都市整備課住宅建築係長
	都市整備課都市計画係長
	教育振興課教育企画係長
	教育振興課生涯学習係長
	学校教育課指導担当
学校教育課学事係長	
市長が特に必要と認めたもの	



## 4 計画策定の経緯

年月日	策定作業・会議等
令和元年 7月 1日	第1回竹原市子ども・子育て会議
令和元年 9月 4日	第2回竹原市子ども・子育て会議
令和元年 10月31日	第3回竹原市子ども・子育て会議
令和元年 12月19日	第4回竹原市子ども・子育て会議
令和2年 1月27日	パブリックコメント（2月26日まで）

## 5 社会情勢の変化

（第1期竹原市子ども・子育て支援事業計画策定時（平成27年度）以後主なもの）

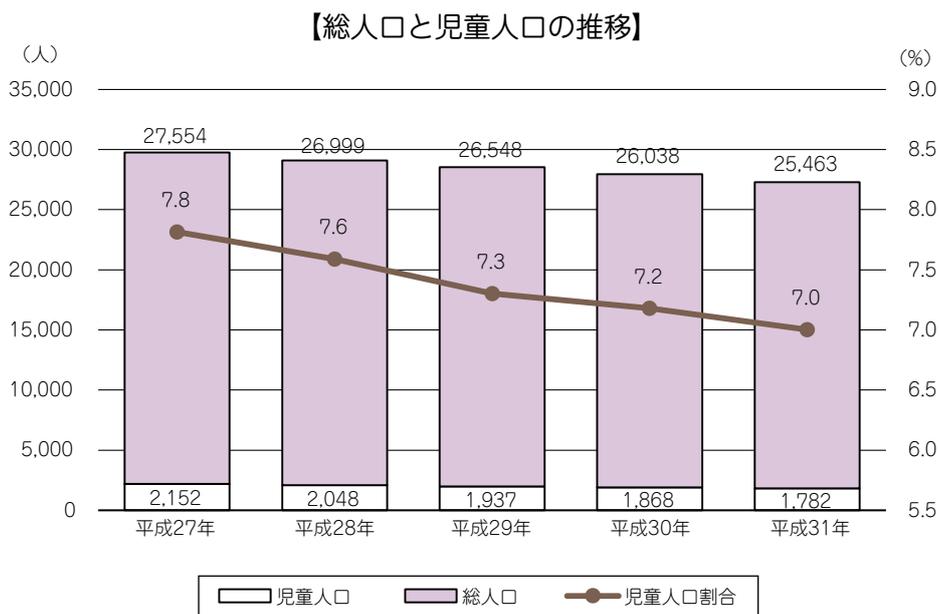
- ・ 全国的に、未婚者の男性 85.7%、女性 89.3% はいずれ結婚しようと考えているにも関わらず（平成27年出生動向基本調査）、その希望がかなえられていない状況である。
- ・ 晩婚化が急速に進行しており、広島県においては、平成29年度の平均初婚年齢は男性 30.2 歳、女性 28.6 歳であり、10 年前（平成 19 年度）と比較すると、男女とも約 1 歳上昇している。（全国平均との比較）
- ・ 少子化対策として、子育てや教育に係る費用が最大の課題であることから、国において、幼児教育・保育の無償化が令和元年度から開始された。
- ・ 国において、令和2年度末までに保育所の待機児童を解消し、令和4年度末までに待機児童ゼロを維持しつつ、女性の就業率 80% を達成することを目標とする「子育て安心プラン」が平成 29 年度に策定された。
- ・ 放課後児童クラブの待機児童解消のため、国において、令和5年度末までに約 30 万人分の受け皿整備を目標とした「新・放課後子ども総合プラン」が平成 30 年度に策定された。
- ・ 貧困の状況にある子どもたちが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。

## 6 竹原市の現状

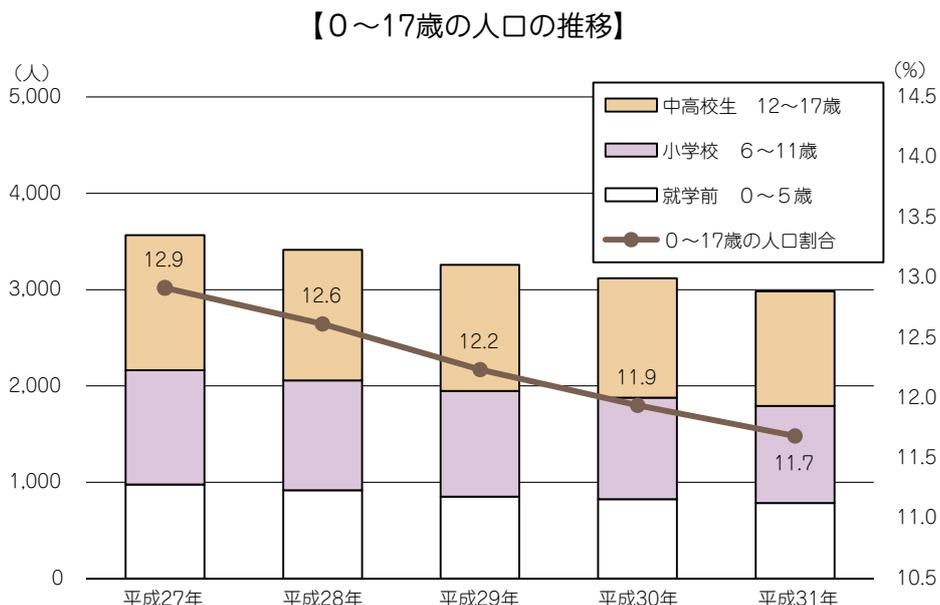
### (1) 人口等の動向

#### ① 総人口と子どもの人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成31年では25,463人となっています。児童人口（0～11歳）も減少傾向で推移しており、平成27年と平成31年を比べると370人の減少となっています。また、総人口に対する0～17歳の人口割合は1.2ポイント減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

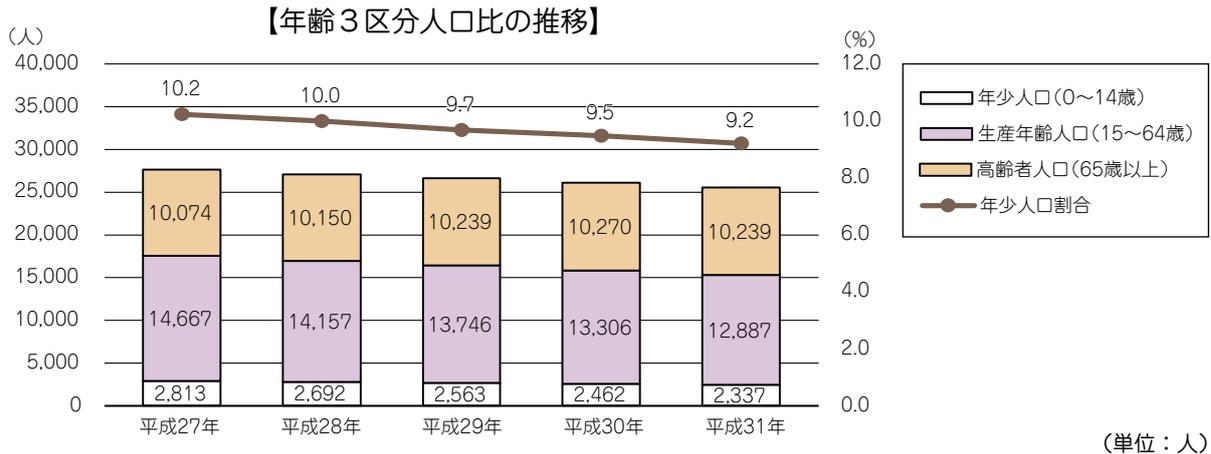


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



## ② 年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本市の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向となっています。また、高齢者人口は平成30年までは増加傾向で推移していましたが、平成31年には減少に転じています。各人口比率について平成27年と平成31年を比べると、年少人口は1.0ポイント、生産年齢人口は2.6ポイント減少しており、一方高齢者人口は3.6ポイント増加しています。

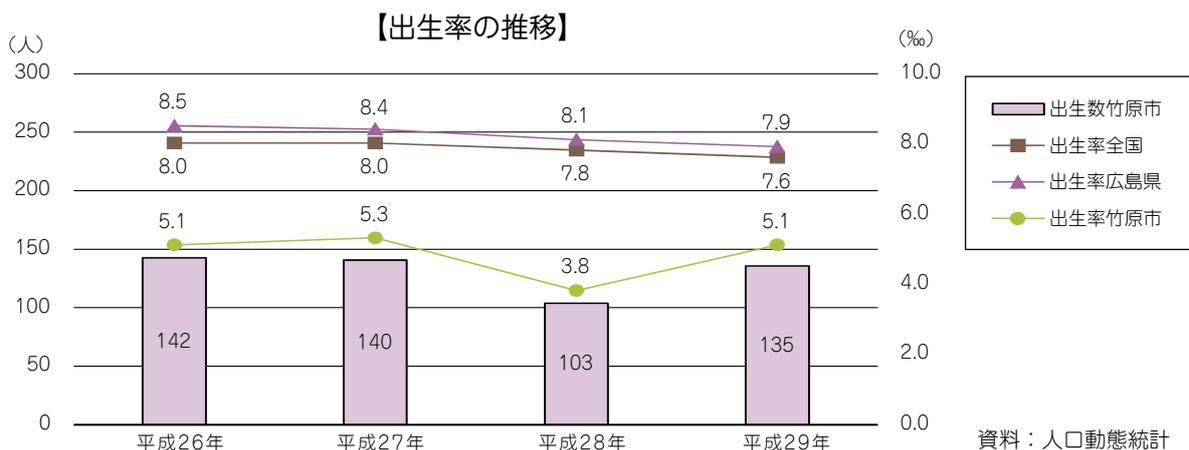


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0～14歳)	2,813 10.2%	2,692 10.0%	2,563 9.7%	2,462 9.5%	2,337 9.2%
生産年齢人口(15～64歳)	14,667 53.2%	14,157 52.4%	13,746 51.8%	13,306 51.1%	12,887 50.6%
高齢者人口(65歳以上)	10,074 36.6%	10,150 37.6%	10,239 38.6%	10,270 39.4%	10,239 40.2%
合計	27,554	26,999	26,548	26,038	25,463

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## ③ 出生の動向

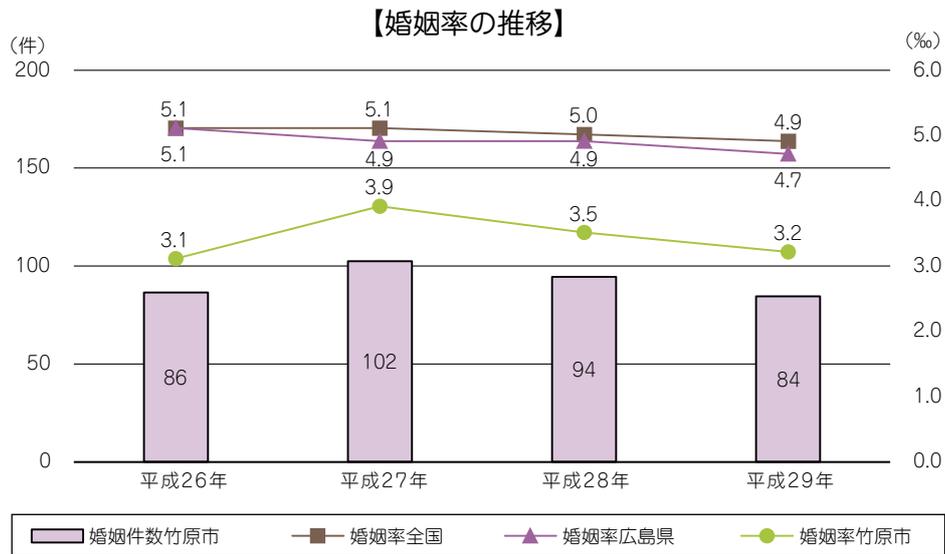
人口動態統計による本市の出生数は増減を繰り返しており、平成29年では135人となっています。また、全国、県と比較すると出生率は低い傾向で推移しており、平成29年では全国より2.5ポイント、県より2.8ポイント低くなっています。



#### ④ 婚姻の動向

##### ア 婚姻数の推移

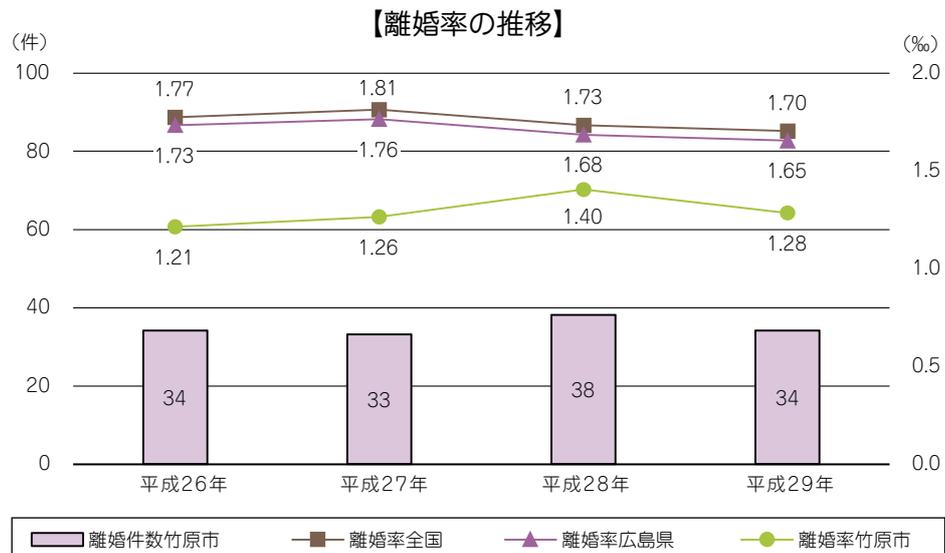
人口動態統計による本市の婚姻件数は平成29年では84件となっています。また、婚姻率をみると、全国、県より低い傾向で推移しており、平成29年では全国より1.7ポイント、県より1.5ポイント低くなっています。



資料：人口動態統計

##### イ 離婚数の推移

人口動態統計による本市の離婚件数は、平成29年では34件となっています。離婚率をみると、全国及び県と比べて低くなっており、平成29年では全国より0.42ポイント、県より0.37ポイント低くなっています。



資料：人口動態統計

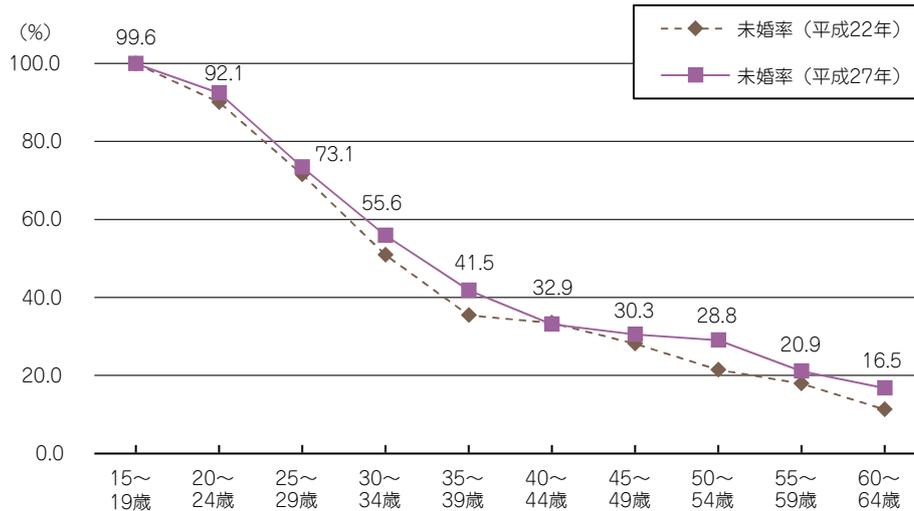


## ウ 未婚率の推移

国勢調査による本市の未婚率をみると、男性は、平成27年では40～44歳を除いた年齢層で未婚率が増加しており、特に35～39歳、50～54歳の未婚率が増加しています。

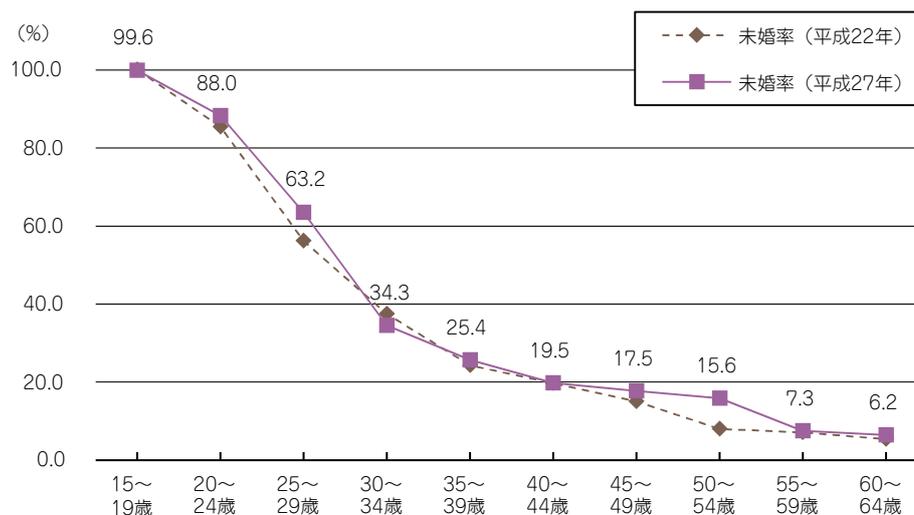
女性は、30～34歳の未婚率が減少していますが、その他の年齢層で未婚率が増加しており、特に25～29歳、50～54歳の未婚率が増加しています。

### 【男性の未婚率】



資料：国勢調査

### 【女性の未婚率】



資料：国勢調査

## ⑤ 学校児童数の推移

本市には、現在小学校が8校、中学校が3校、義務教育学校が1校、高等学校が2校設置されています。平成30年度から小学校、中学校各1校が義務教育学校へ移行しました。

小学校、中学校及び義務教育学校の児童数は年々減少しています。また、高等学校の生徒数も減少傾向にあります。

【小学校・中学校・義務教育学校の学校数、児童生徒数の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校数（校）	9	9	9	8	8
児童数（人）	1,173	1,133	1,081	921	903
中学校数（校）	4	4	4	3	3
生徒数（人）	590	572	558	469	439
義務教育学校数（校）	—	—	—	1	1
生徒数（前期1～6年）（人）	—	—	—	110	98
生徒数（後期7～9年）（人）	—	—	—	53	49
生徒数（合計）（人）	—	—	—	163	147

資料：学校基本調査（平成31年のみ市教育委員会）

【高等学校生徒数の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
学校数（校）	2	2	2	2
生徒数（人）	506	492	496	453

資料：学校基本調査

## ⑥ 世帯の状況

本市の世帯の状況を見ると、世帯数は平成17年に減少に転じており、平成27年では11,180世帯となっています。世帯人員についても減少傾向となっており、平成27年では25,424人となっています。また、子どものいる世帯も減少が進んでおり、18歳未満のいる一般世帯数は平成7年と比較して平成27年では44.1%減少しています。

【世帯構造の推移】

（単位：世帯、人、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	11,901	11,922	11,803	11,497	11,180
	世帯人員	32,786	31,199	29,627	27,607	25,424
	平均世帯人員	2.75	2.62	2.51	2.40	2.27
6歳未満のいる一般世帯数		1,243	1,136	969	824	665
	割合	10.4	9.5	8.2	7.2	5.9
18歳未満のいる一般世帯数		3,375	2,921	2,623	2,278	1,887
	割合	28.4	24.5	22.2	19.8	16.9

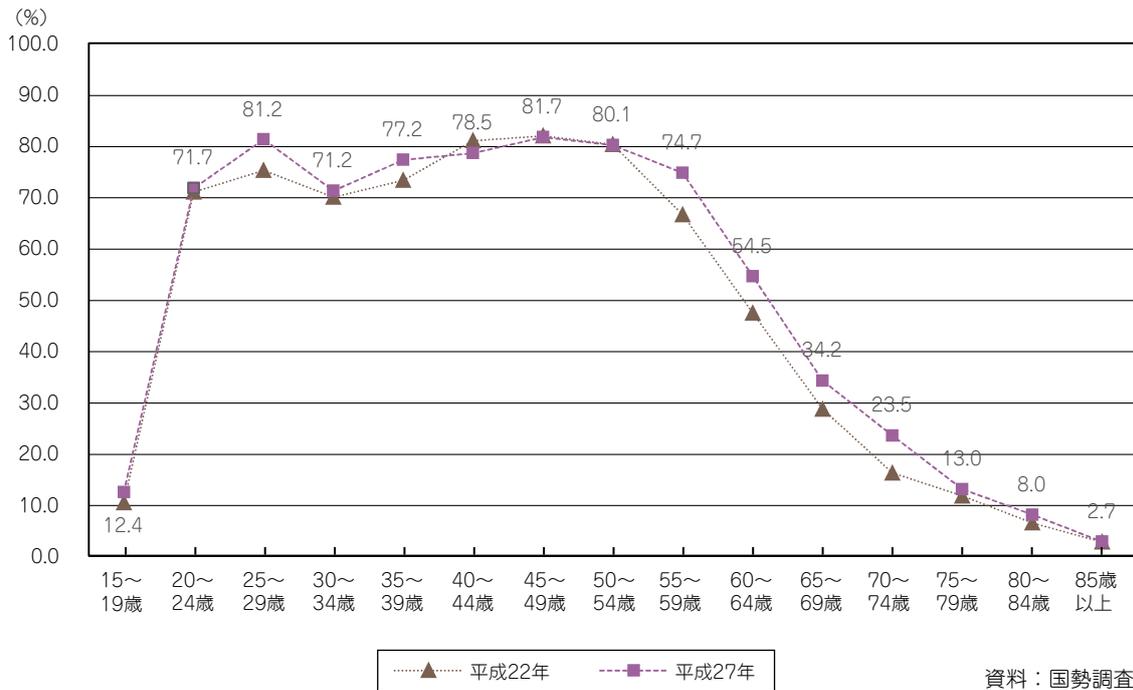
資料：国勢調査



## ⑦ 女性の年齢別労働力率

国勢調査による女性の年齢別労働力率をみると、平成22年に比べ平成27年では40～54歳を除いた年齢の労働力率が高くなっています。また、国や県の労働力率と比べ15～19歳、30～34歳を除いた年齢の労働力率が高くなっています。

### 【女性の労働力率（年度比較）】



### 【女性の労働力率（全国，県比較）】



## (2) 地域の子育て支援と各種子育て支援サービス

### ① 就学前施設（保育所・幼稚園・認定こども園）における保育サービス等の状況

#### ア 保育所・幼稚園等の定員及び入所状況

本市には、公立保育所が5か所、公立幼稚園が1か所、私立認定こども園が5か所あります。各施設に通う子どもは、令和元年5月1日現在549人で、市全体の就学前子どもの数（769名）の71.4%が就学前施設に入所しています。

定員は、保育所が365名、幼稚園が140名、認定こども園が355名となっており、定員に対する充足率は、保育所は平均57.8%、幼稚園は30.7%、認定こども園は平均83.1%となっています。

なお、令和2年4月から、竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園「たけのここども園」を新設します。また、竹原保育所、吉名保育所は、それぞれ保育所型こども園へ移行します。

【保育所・幼稚園・認定こども園の定員及び入所状況】

(単位：人)

種別	施設名称	建築年	区分	年齢別児童数						児童数	定員	充足率 (%)
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
公	吉名保育所	S60	—	2	6	4	12	11	7	42	90	46.7
	竹原西保育所	S49	—	3	5	10	13	10	10	51	90	56.7
	竹原保育所	S55	—	1	8	7	11	18	9	54	80	67.5
	中通保育所	S47	—	1	5	6	8	11	7	38	60	63.3
	東野保育所	S54	—	1	5	9	5	0	6	26	45	57.8
保育所計 (①)		—	—	8	29	36	49	50	39	211	365	57.8
公	竹原西幼稚園		—	—	—	—	14	18	11	43	140	30.7
幼稚園計 (②)		—	—	—	—	—	14	18	11	43	140	30.7
私	中央こども園	H26	1号	—	—	—	11	15	15	41	45	91.1
			2.3号	0	13	10	15	12	16	66	60	110.0
	大乘こども園	S53	1号	—	—	—	3	11	5	19	25	76.0
			2.3号	1	8	8	6	10	5	38	40	95.0
	賀茂川こども園	H11	1号	—	—	—	3	4	2	9	10	90.0
			2.3号	3	10	11	13	6	17	60	80	75.0
	明星こども園	S58	1号	—	—	—	5	2	3	10	15	66.7
			2.3号	1	5	6	6	3	6	27	40	67.5
	忠海東部こども園	S44	1号	—	—	—	0	4	0	4	10	40.0
			2.3号	0	5	2	5	4	4	20	30	66.7
市外入所	—	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		2.3号	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
認定こども園計 (③)		—	1号	—	—	—	22	36	25	83	105	79.0
		—	2.3号	6	41	37	45	35	48	212	250	84.8
		—	計	6	41	37	67	71	73	295	355	83.1

資料：竹原市教育要覧 令和元年5月

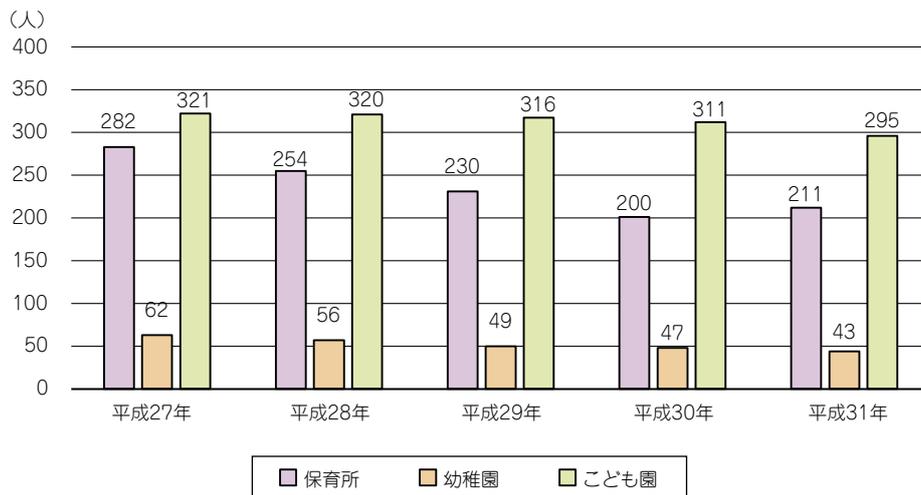


## 【入所児童数の推移】

(単位：人)

種別	施設名称	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
公	吉名保育所	63	60	56	44	42
	大井保育所	26	16	13	10	休所
	竹原西保育所	58	49	42	38	51
	竹原保育所	54	56	55	54	54
	中通保育所	60	56	48	35	38
	東野保育所	20	17	14	18	26
	市外入所	1	—	2	1	—
保育所計		282	254	230	200	211
公	竹原西幼稚園	49	45	40	41	43
幼稚園計（公立）		49	45	40	41	43
私	聖愛幼稚園	13	11	9	6	休園
幼稚園計（私立）		13	11	9	6	—
私	中央こども園	123	118	129	116	107
	大乘こども園	47	51	50	61	57
	賀茂川こども園	80	83	72	74	69
	明星こども園	44	37	34	31	37
	忠海東部こども園	27	31	28	28	24
	市外入所	—	—	3	1	1
こども園計		321	320	316	311	295

資料：竹原市教育要覧



イ 特別保育サービス等の実施状況（就学前施設（保育所・幼稚園・認定こども園））

【特別保育サービス等の実施状況】

令和元年5月

種別	施設名称	受入れ年齢	受入れ時間 (平日・土曜共通・延長含む)	一時保育	障害児 保育
公立	吉名保育所	6か月～	7:30～19:00		○
	竹原西保育所	6か月～	7:30～19:00	○	○
	竹原保育所	6か月～	7:30～19:00		○
	中通保育所	6か月～	7:30～19:00		○
	東野保育所	6か月～	7:30～19:00	○	○

種別	施設名称	受入れ年齢	受入れ時間 (預かり・延長保育含む)	一時 預かり	特別支援 教育
公立	竹原西幼稚園	3歳児～	平日 9:00～14:00		○

種別	施設名称	受入れ年齢	受入れ時間 (預かり・延長保育含む)	一時保育	障害児 保育
私立	中央こども園	1号 満3歳児～ 2・3号 6か月～	1号 平日 7:30～18:00 土曜 8:00～18:00 2・3号 7:30～19:00	○	○
	大乘子ども園	1号 満3歳児～ 2・3号 2か月～	1号 平日 8:30～13:30 2・3号 7:00～19:00	○	○
	賀茂川こども園	1号 満3歳児～ 2・3号 2か月～	1号 平日 8:30～13:30 2・3号 7:30～19:00	○	○
	明星こども園	1号 満3歳児～ 2・3号 2か月～	1号 平日 8:30～13:30 2・3号 7:00～19:00	○	○
	忠海東部こども園	1号 満3歳児～ 2・3号 2か月～	1号 平日 8:30～13:30 2・3号 7:00～19:00	○	○

② 在宅児も含めた預かりサービス等の実施状況

ア 一時保育

【一時保育の内容】

令和元年5月

種別	施設名称	利用料				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
公立	竹原西保育所	400円			350円	
	東野保育所	400円			350円	
私立	大乘こども園	400円			300円	
	賀茂川こども園	450円	400円		350円	
	忠海東部こども園	400円			300円	
	明星こども園	400円			300円	
	中央こども園	500円		400円		
	ふれあい館ひろしま	6か月～ 400円			～就学前 300円	
		時間外 500円				

※金額は1時間当たり

イ 休日保育

現在実施していません。



## ウ 病後児保育・ショートステイ・トワイライトステイ

米田小児科に病児保育室「ポピー」、ふれあい館ひろしまに病後児保育室「さくらんぼ」を開設しています。ショートステイ・トワイライトステイは実施していません。

### 【病児保育の内容】

利用対象	生後3か月～小学6年生
場所	米田小児科医院
開設日時	月曜日～水曜日、金曜日 8:30～17:30（祝日、お盆、年末年始は除く） （18時30分まで延長可。延長料400円／1時間）
利用料	2,000円／日（市外2,600円） 1,500円／半日（市外2,000円）
申込方法	事前に予約が必要です。
問い合わせ	病児保育室ポピー（米田小児科医院） TEL 22-1239

### 【病後児保育の内容】

利用対象	生後3か月～小学6年生
場所	ふれあい館ひろしま
開設日時	月曜日～土曜日 8:30～17:30 （18時30分まで延長可。ただし土曜日は不可。延長料400円／1時間） 休日：日・祝日・5月の連休・お盆・年末年始（12/30～1/4）
利用料	2,000円／日（市外2,600円） 1,500円／半日（市外2,000円）
申込方法	事前に予約が必要です。
問い合わせ	病後児保育室さくらんぼ（NPO法人ふれあい館ひろしま） TEL 22-9100

## エ ファミリー・サポート・センター

### 【ファミリー・サポート・センターの内容】

援助活動の内容	○保育所・幼稚園・小学校（以下「保育施設等」）の開始時までの子どもの預かり ○保育施設等の終了後の子どもの預かり ○保育施設等への子どもの送迎 ○子どもが軽度の病気等の場合や、臨時的・突発的な子どもの預かり ○その他会員の子育てのために必要な援助 ※原則として、子どもを預かる場合は、協力会員宅で行います。
利用対象	利用会員 ○原則として、0歳から小学6年生までの子どもがいる人 ○竹原市在住の人、または竹原市内に勤務する人 協力会員 ○竹原市在住で、自宅で子どもを預かることのできる人 ○援助活動に関し、理解と熱意のある人 ○社会参加をしたいと思っている人
場所	竹原市中央三丁目13番5号 ふくしの駅2階
実施日時	受付時間：月～金 8:30～17:00 休業日：土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
利用料	○平日（月～金）の7:00～19:00まで1時間当たり600円 ○上記以外の曜日・時間は、1時間当たり700円 ※利用料金の半額を市が助成します。（上限あり）
問い合わせ	竹原市ファミリー・サポート・センター TEL 22-2304 FAX 23-0084

### ③ 地域子育て支援拠点事業の状況

家庭で子育てをしている保護者を支援する「地域子育て支援センター」を、ミルクハウス、ゆりかご、つくしんぼの3か所開設しています。

#### 【地域子育て支援拠点事業の内容】

施設名	場所	利用対象	利用料	開設期間
ミルクハウス	市内各保育所、認定こども園及び地域交流センター等で実施	就学前の子どもと保護者	無料 (おやつ代が必要なところもあります)	9:30～12:00頃まで 13:30～15:30頃まで
ゆりかご	竹原市中央児童館内	就学前の子どもと保護者	無料	月～金 9:00～15:00 ※休み 土・日・祝日・盆休み・年末年始(12/28～1/4)
つくしんぼ	ふれあい館ひろしま内	0歳～4歳未満の子どもと保護者	無料	10:00～16:00 ※休館日 5月連休・盆休み・年末年始(12/30～1/4)

施設名	支援内容
ミルクハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内各保育所での育児サークルの開催</li> <li>●保護者がつくった育児サークルの応援</li> <li>●年数回「子育て講演会」の実施</li> <li>●年数回「子どもの好きな料理教室」の実施</li> <li>●年数回「子育て相談会」の開催</li> </ul> 育児相談（毎日電話、サークルで受付。要望に応じて個別家庭訪問）
ゆりかご	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てサークルの実施 9:00～12:00</li> <li>●絵本の読み聞かせ、親子ふれあいあそび 11:30～12:00</li> <li>●子育て相談（電話・来所相談） 9:00～15:00</li> <li>●2か月に1回の専門家による子育てアドバイス・親子コンサート・地域行事参加年間遊び▶春／戸外あそび 夏／水あそび・児童館との交流会 秋／運動会・どんぐり拾い 冬／クリスマス会・豆まき・ひなまつり</li> </ul>
つくしんぼ	子育て相談：電話・来所による相談 行事：お誕生日会・子育て講座、おはなし会・季節の行事（水あそび、芋ほり、クリスマス会、豆まき、ひなまつり他） 授乳室：おむつ交換台を設置

### ④ 放課後児童クラブの実施状況

#### 【放課後児童クラブの内容】（平成31年4月）

放課後児童クラブ名	定員	場所	放課後児童クラブ名	定員	場所
忠海放課後児童クラブ	35名	忠海学園	大乘放課後児童クラブ	35名	大乘小学校
吉名放課後児童クラブ	40名	吉名学園	荘野放課後児童クラブ	30名	賀茂川会館
竹原放課後児童クラブ	70名	竹原小学校	東野放課後児童クラブ	35名	東野小学校隣
竹原西放課後児童クラブ	70名	竹原西小学校	中通放課後児童クラブ	35名	中通小学校

利用対象	小学生
利用料	3,000円／月 ※別途おやつ代、保険代等が必要です。
開設時間	月～金（授業のある日） 14:00～18:00 授業のない日（長期学校休業日・土曜日・代休日） 8:00～18:00 ※休み：日曜日・祝日・お盆休み（8/13～8/16）・年末年始（12/29～1/4）



## ⑤ 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況

### ア 妊婦・乳幼児健診

#### (ア) 乳幼児健診

乳児健康診査（4～5か月，9～10か月），1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査，歯っぴー健診は，竹原市保健センターにて集団方式で行っています。

#### ■ 4～5か月児健康診査

計測，問診，医師による診察，保健師による育児相談，予防接種相談，栄養士による離乳食指導，助産師による母乳相談，絵本の読み聞かせなどを行っています。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	137	139	106	139	119
受診者数	132	124	100	136	113
受診率	96.4%	89.2%	94.3%	97.8%	95.0%

#### ■ 9～10か月児健康診査

計測，問診，医師による診察，保健師による育児相談，予防接種相談，栄養士による離乳食指導，歯科衛生士による歯科指導，助産師による母乳相談，絵本の紹介等を行っています。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	152	142	135	111	137
受診者数	141	126	124	104	123
受診率	92.8%	88.7%	91.9%	93.7%	89.8%

#### ■ 1歳6か月児健康診査

尿検査，計測，医師による内科診察，歯科医師による歯科診察，保健師による育児相談，臨床心理士による発達相談，栄養士による食事相談，おやつ指導，歯科衛生士による歯科保健指導，フッ素塗布，保育士による親子あそび，絵本の紹介等を行っています。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	148	151	140	132	117
受診者数	130	143	129	121	113
受診率	87.8%	94.7%	92.1%	91.7%	96.6%

#### ■ 3歳児健康診査

1歳6か月健康診査と同じ内容に加えて，眼科・耳鼻咽喉科の診察や検査を実施しています。

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	147	159	154	143	136
受診者数	126	145	145	130	117
受診率	85.7%	91.2%	94.2%	90.9%	86.0%

## ■歯っぴー健診

計測，歯科医師による歯科診察，歯科衛生士による歯科相談・フッ素塗布，保健師による育児相談を行い，子どもの虫歯予防と保護者の歯周疾患予防の指導を行っています。さらに希望があれば，6か月後にフッ素塗布を行っています。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	162	152	141	143	112
受診者数	130	119	112	107	91
受診率	80.2%	78.3%	79.4%	74.8%	81.3%

### (イ) 妊婦・乳児健康診査

受診券(票)を交付し，委託医療機関にて健診を行うことで，妊婦の健康管理の向上や1歳未満の乳児に対し必要に応じて適切な指導を行っています。(妊婦・乳児健康診査受診券，妊婦歯科健康診査受診票，新生児聴覚検査等)

### (ウ) 妊娠届出時を含む妊婦，産婦の相談・保健指導

妊娠届出時には，母子健康手帳交付や妊娠中の生活指導，あかちゃん講座の周知を行っています。また，産婦に対し，出生状況の把握から必要な保健指導を実施し，保健事業(健診，予防接種)の周知を行っています。

(単位：延べ人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談・健康指導	556	412	578	548	556

### (エ) 妊婦健康診査支援事業

妊婦と胎児の健康増進を図るため，妊婦健康診査受診者に奨励金を交付しています。

#### ●乳幼児健康相談

乳幼児の育児，栄養等に関する相談を保健師，栄養士，助産師等が竹原市保健センター等で毎月実施しています。また，臨床心理士による発達相談，理学療法士による乳幼児運動発達相談等も行っています。

(単位：延べ人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児健康相談	1,177	697	1,524	768	808

### (オ) 妊産婦，乳幼児訪問

妊産婦，新生児及び乳幼児で支援が必要な人に対し，保健師が家庭を訪問し，育児不安の解消につながるよう保健指導を行っています。また，生後4か月までの乳児の全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を保健師が行い，子育て情報の提供，養育環境も含めた相談等を行っています。

(単位：延べ人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊産婦訪問	161	144	170	150	194
乳幼児訪問	248	189	213	182	219



## (カ) 育児学級など

### ●あかちゃん講座

保健師，助産師，栄養士，歯科衛生士により，妊娠中の健康管理の大切さを伝えるとともに妊娠中の過ごし方（栄養，調理，体操，歯科など）や父親の子育て参加支援（沐浴実習，妊婦体験）などを行っています。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
あかちゃん講座	68	46	58	72	78

### ●離乳食教室

5 か月～17 か月児を対象に，栄養士，保健師による乳児期全般における食事相談，調理実習，育児相談を行っています。

（単位：延べ人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
離乳食教室	169	178	121	119	124

### ●幼児食教室

18 か月～3 歳児と保護者を対象に栄養士，保健師による食事相談，調理実習，育児相談等を行っています。

（単位：延べ人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼児食教室	57	86	78	80	65

### ●なかよし教室

2～3 歳児と保護者を対象に栄養士，保健師，食生活改善推進員がおやつづくりを通じた食育を推進しています。

（単位：延べ人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
なかよし教室	32	52	57	32	43

## (キ) 不妊治療費助成事業

特定不妊治療・不妊検査・一般不妊治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成しています。

### ⑥ 竹原市子育て世代包括支援センター「たけはらっこネウボラ」の状況

妊娠期から子育て期までの切れ目のない市民に寄り添った包括的な支援を行う「たけはらっこネウボラ」を開設しています。

場 所	竹原市保健センター内
開設日時	月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝日，年末年始は除く）
相談方法	電話，面接，訪問
問い合わせ	竹原市保健センター TEL 22-7157

## 7 子育て支援に関するアンケート調査結果概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

この計画を策定するに当たり子育て家庭の実態や意向課題等を把握し今後の子育て施策を進めるための基礎資料として平成31年2月に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ② 調査対象

就学前児童（0～5歳 643人）

就学児童（小学生 770人）

#### ③ 調査時期

平成31年2月

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収結果

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	643	262	40.7%
就学児童	770	342	44.4%

### (2) 調査結果の概要

#### ① 市内における子育て世帯の状況

- 母親の就労割合は5年前と比べて、就学前児童では60.1%から65.8%、就学児童では76.0%から79.0%といずれも増加している。
- 子どもが放課後、過ごす場所は、5年前と比較し自宅や習い事の割合は低くなる一方、放課後児童クラブの割合は12.8%から30.4%と大きく増加し、放課後児童クラブへのニーズが高まっている。学年別でみると、低学年になるほどニーズが高くなる傾向があり、1年生では51.5%と半数以上が放課後児童クラブで過ごしている。

#### ② 子育て中の親の意識の状況

- 子育て世帯の60.3%は、「竹原市は子育てしやすいまち」と感じている。また、58.3%は、「地域の人たちは子育てを支えてくれている」と感じている。
- 子育て世帯の約7割は、家族の近所付き合いについて、「あいさつをする程度」や「世間話はあるが、暮らしの中に入り込んだつきあいはない」と回答しており、家庭に入り込んだ深いかわりまでには至っていない。
- 子育て世帯の約7割は、子育てをするうえで地域に望むことについて、「子どもが危険な目に遭いそうな時の手助けや保護」を望み、また、約5割は、「子どもを積極的にしかってほしい」と感じており、より踏み込んだ地域からの支援を求めている。

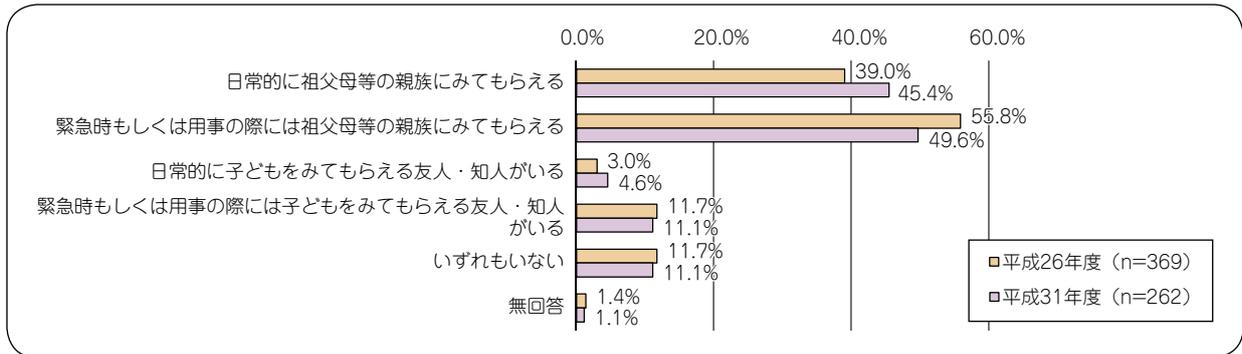


### (3) 調査の結果

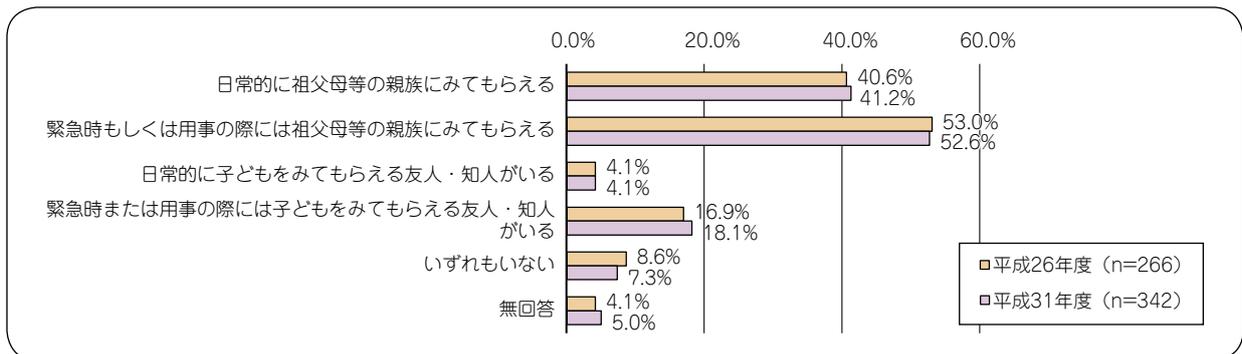
#### ① 親族などからの支援の状況

就学前児童，就学児童ともに，前回の調査時に比べて今回は，「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が高くなっています。預かってもらえる親族・知人の「いずれもない」割合は就学前児童，就学児童ともにやや低くなっています。

##### ■就学前児童

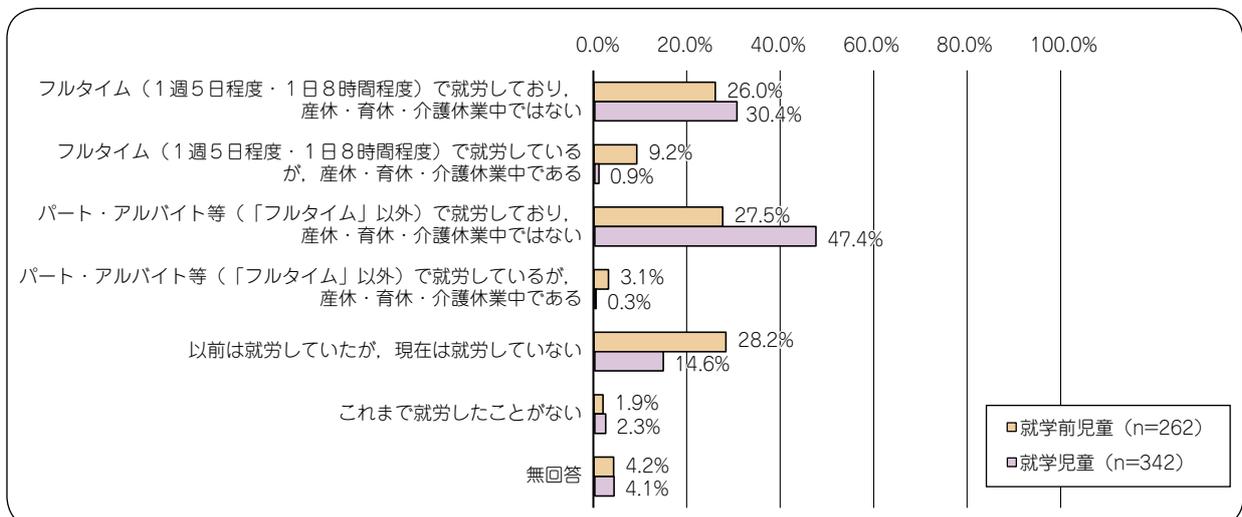


##### ■就学児童



#### ② 母親の就労状況

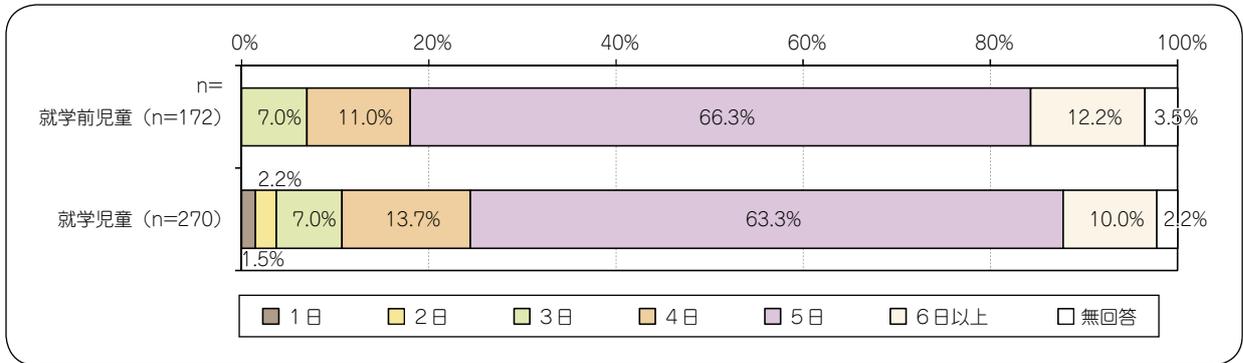
「フルタイム」，「パート・アルバイト等」を合わせた「就労している」でみると，就学前児童の母親が65.8%，就学児童の母親が79.0%となっており，就労している母親の割合は高くなっています。



### ③ 母親の1週当たりの就労日数

就学前児童の母親は「5日」の割合が66.3%と最も高く、次いで「6日以上」の割合が12.2%、「4日」の割合が11.0%となっています。

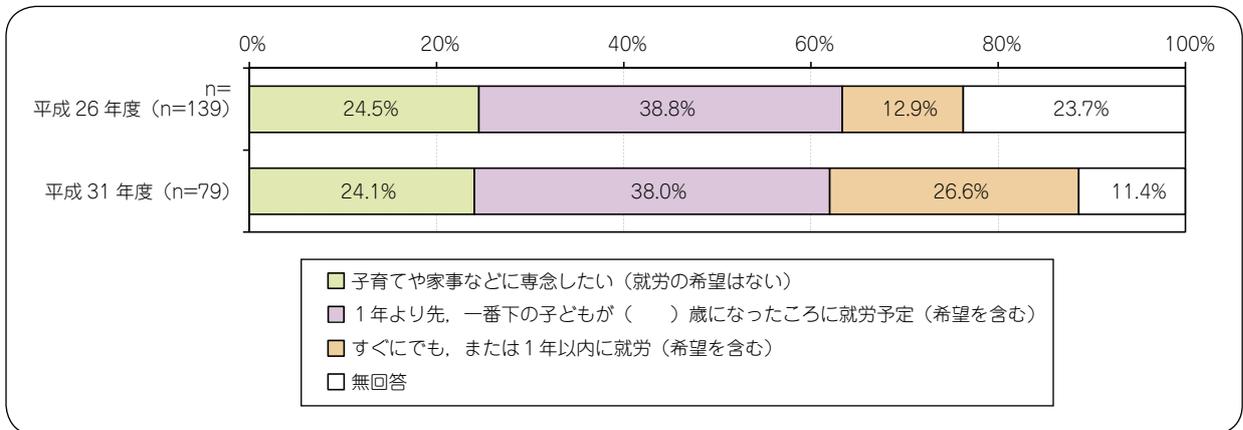
就学児童の母親は「5日」の割合が63.3%と最も高く、次いで「4日」の割合が13.7%、「6日以上」の割合が10.0%となっています。



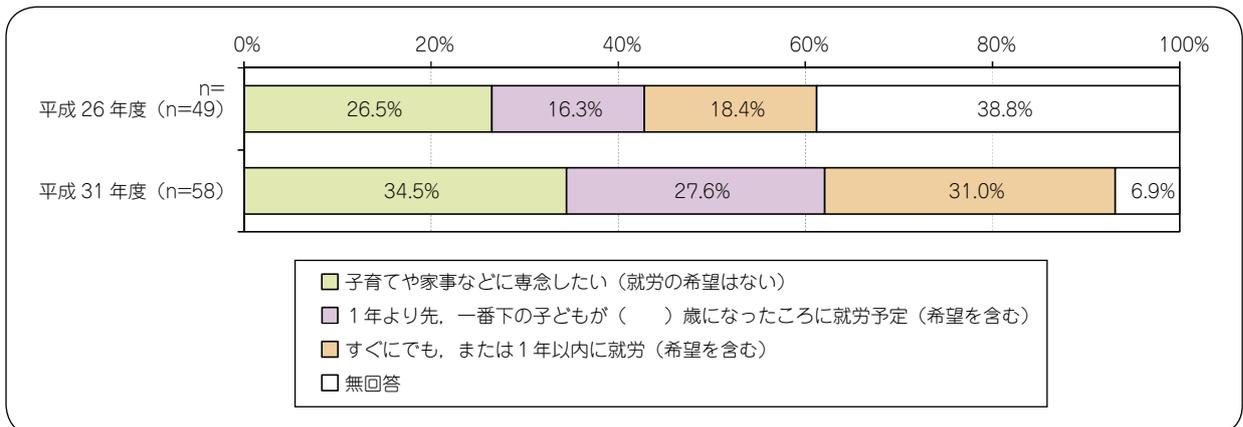
### ④ 母親の就労予定（希望含む）

就学前児童，就学児童ともに，前回の調査時に比べて今回は，「すぐにも，または1年以内に就労（希望を含む）」の割合が高くなっています。

#### ■就学前児童



#### ■就学児童

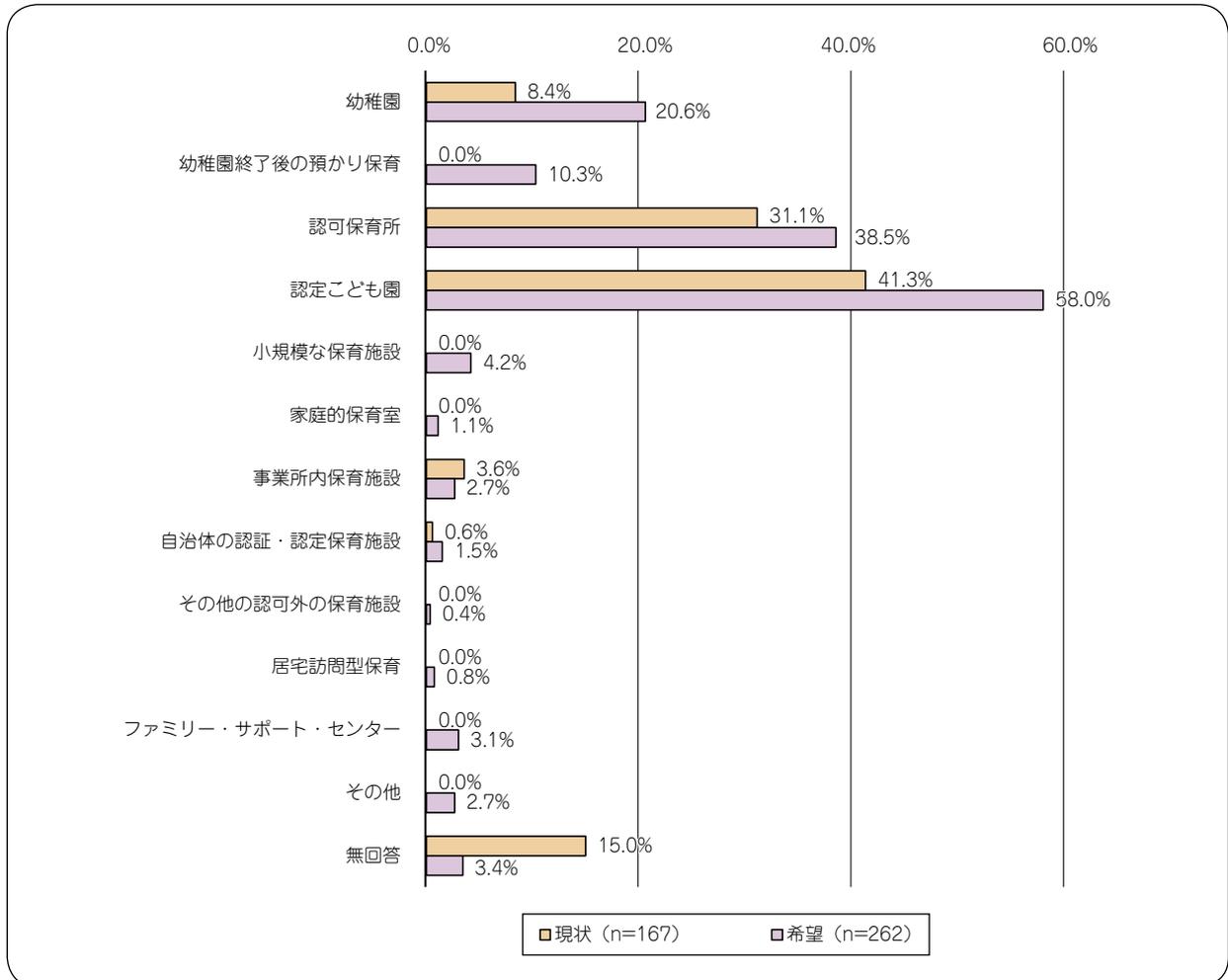




### ⑤ 定期的に利用している（したい）教育・保育の事業

現状に対して、「幼稚園」、「幼稚園終了後の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」等の事業の利用希望が高くなっています。

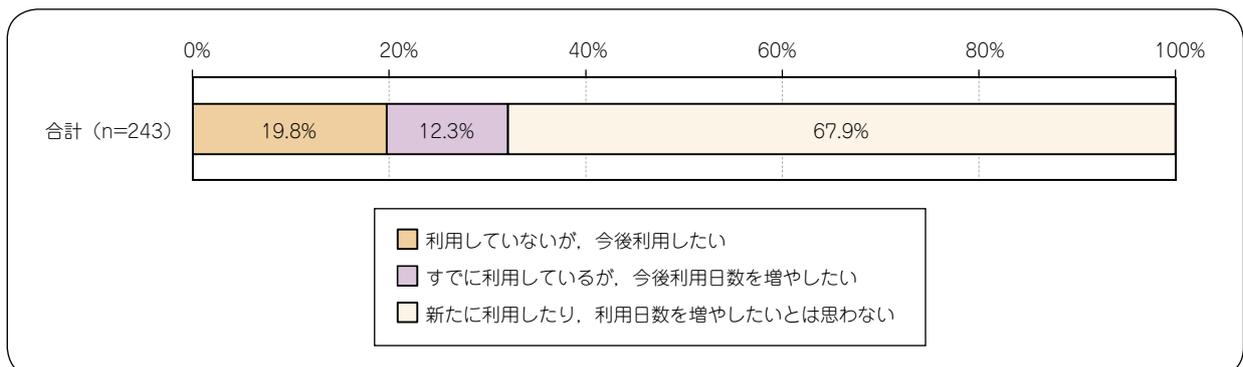
#### ■就学前児童



### ⑥ 地域子育て支援センターの利用

地域子育て支援センターについて、3割以上の方が「利用していないが、今後利用したい」または「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と感じています。

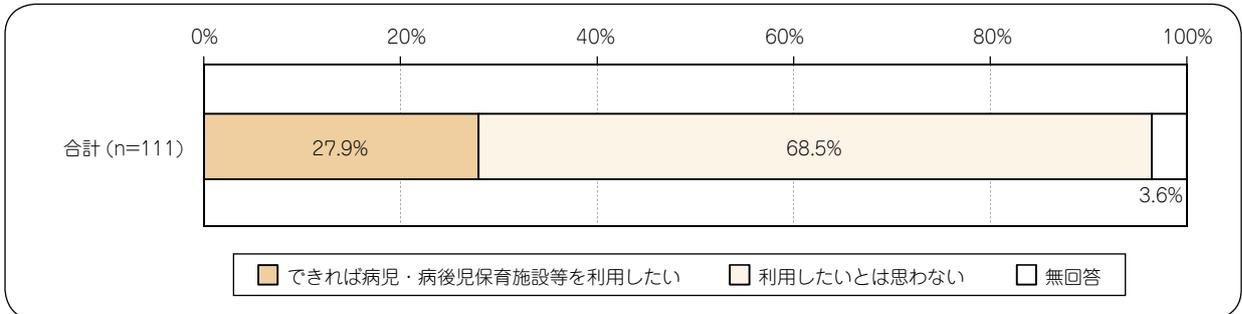
#### ■就学前児童



### ⑦ 病児・病後児保育施設等の利用

子どもが病気やけがで普段の教育・保育事業を利用できなかった際に、父親または母親が休んで対処した方の中で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と感じている方が全体の約3分の1となっています。

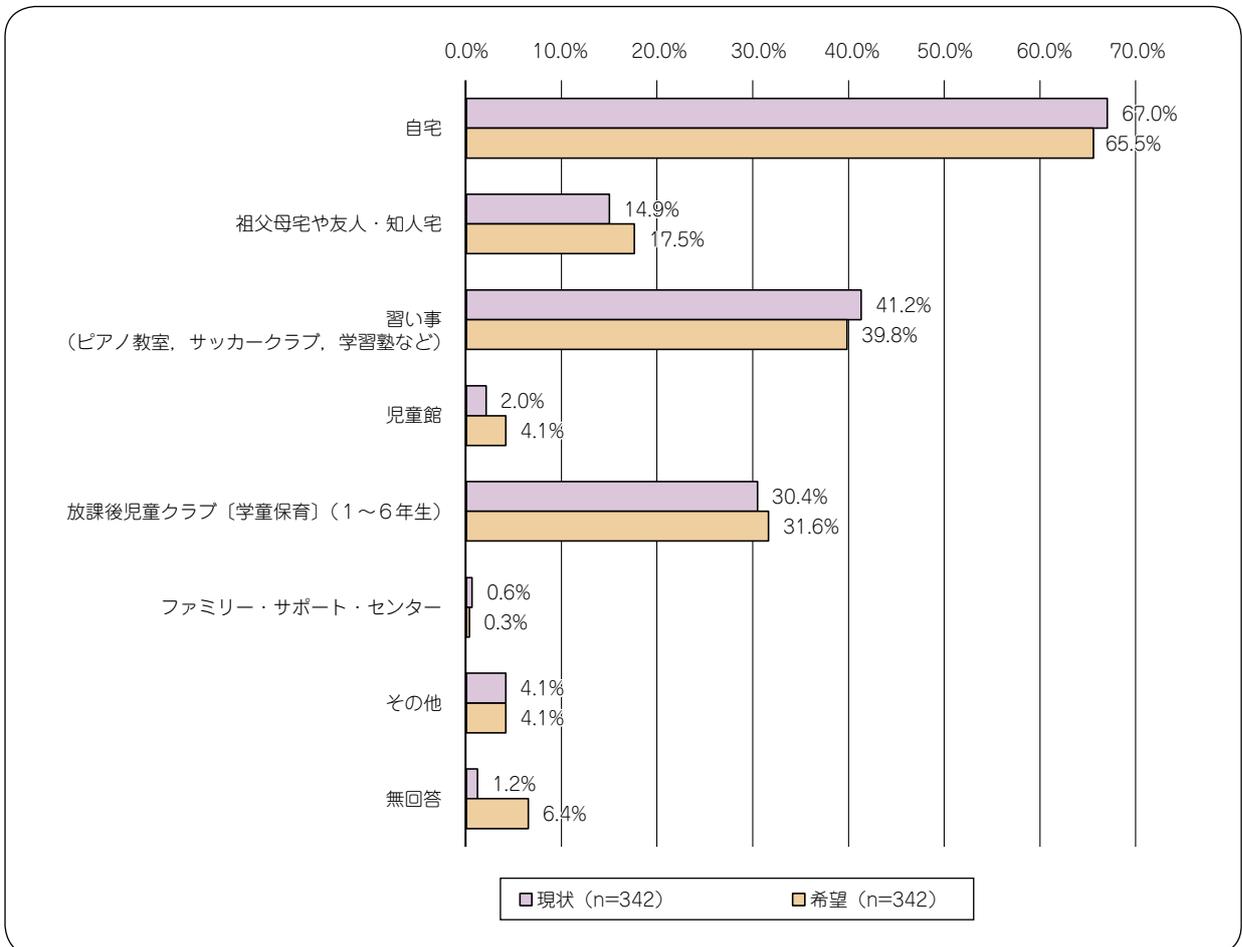
#### ■就学前児童



### ⑧ 小学校の放課後、過ごさせている（させたい）場所

小学生では、放課後の時間を過ごさせている場所、過ごさせたい場所ともに「自宅」が最も高く、「習い事」が続いています。「放課後児童クラブ（学童保育）」については、30.4%の現状に対して31.6%と希望の方が高くなっています。

#### ■就学児童

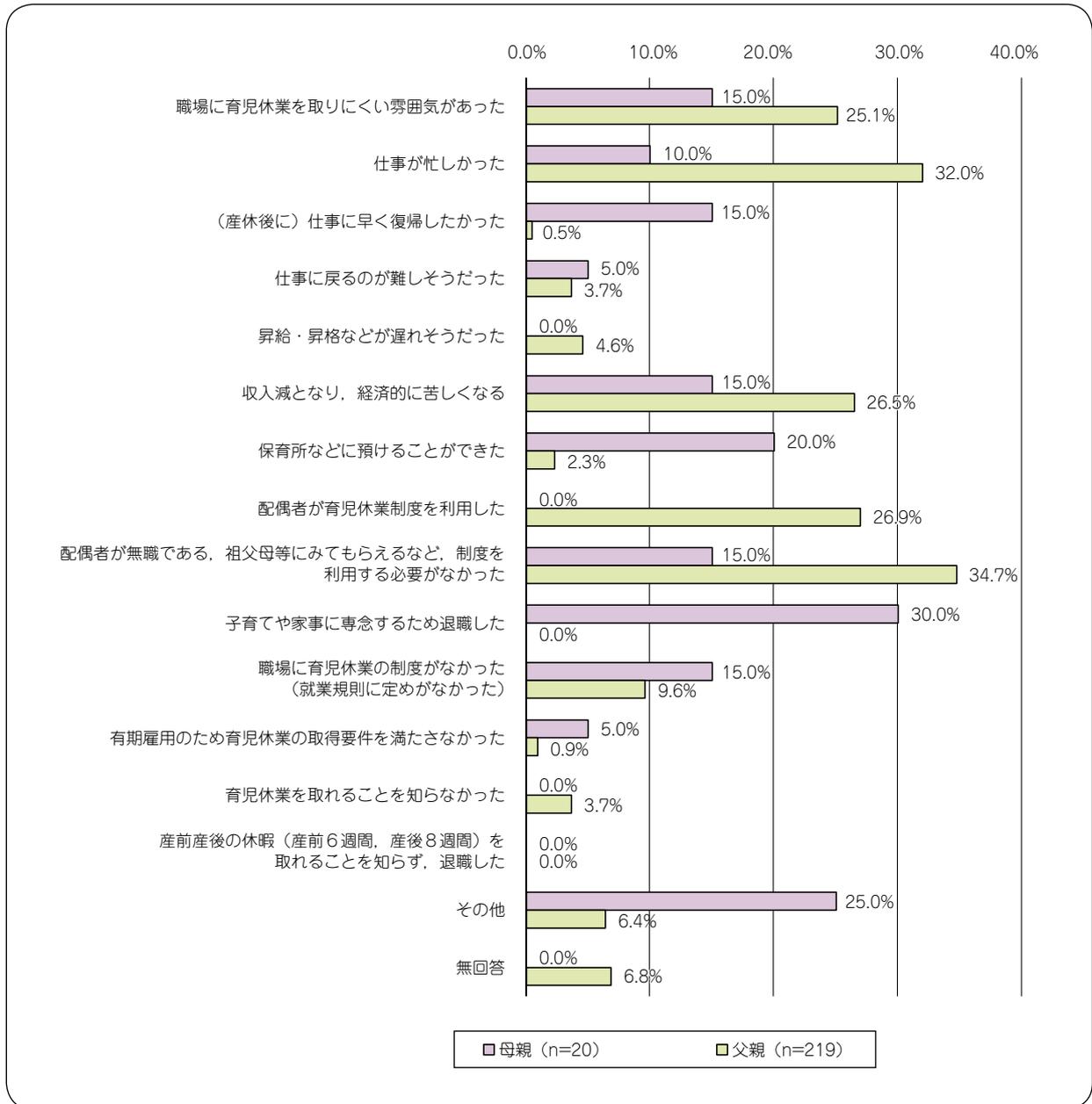




### ⑨ 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった方の理由をみると母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が高くなっています。父親では「配偶者が無職である，祖父母等にもてもらえるなど，制度を利用する必要がなかった」，「仕事が忙しかった」，「配偶者が育児休業制度を利用した」などが高くなっています。

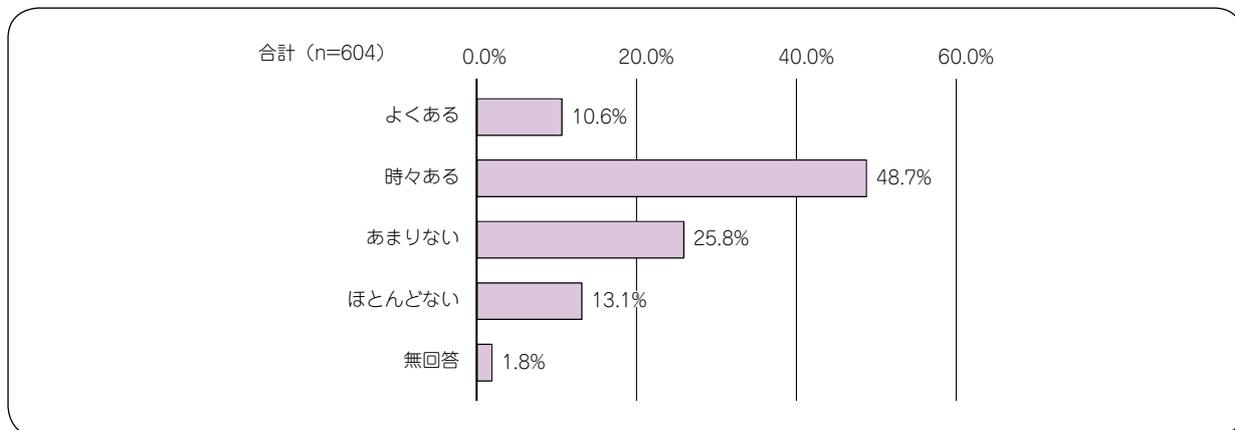
#### ■就学前児童



### ⑩ 子育ての負担・不安

子育てを負担・不安に感じる可能性があるについては、「よくある」、「ときどきある」を合わせた“ある”と感じている割合が59.3%と高くなっています。

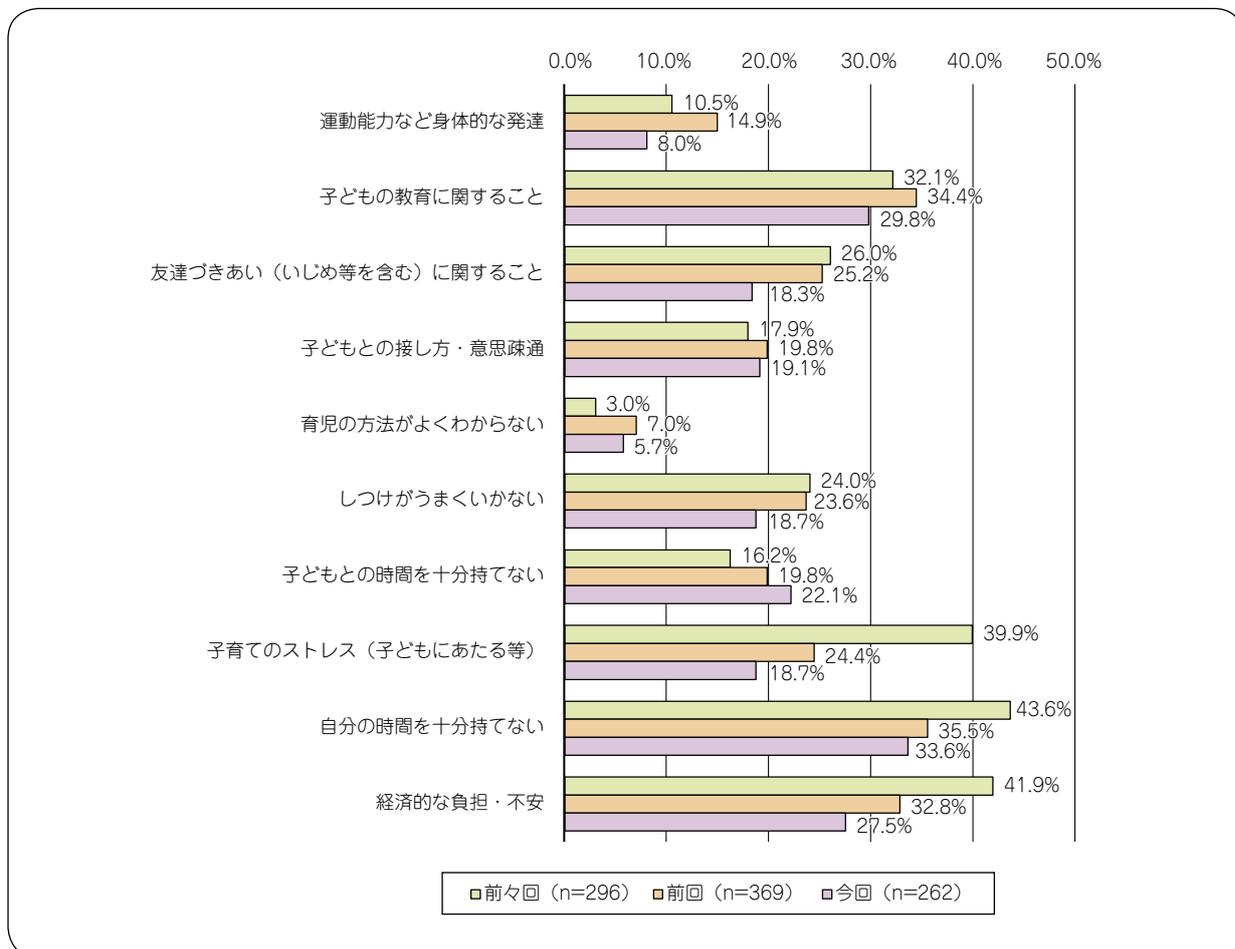
#### ■就学前児童＋就学児童



### ⑪ 子育ての悩み

具体的な子育てに関する悩みでは、前々回、前回に比べて、「子どもとの時間を十分持てない」が高くなってきています。

#### ■就学前児童

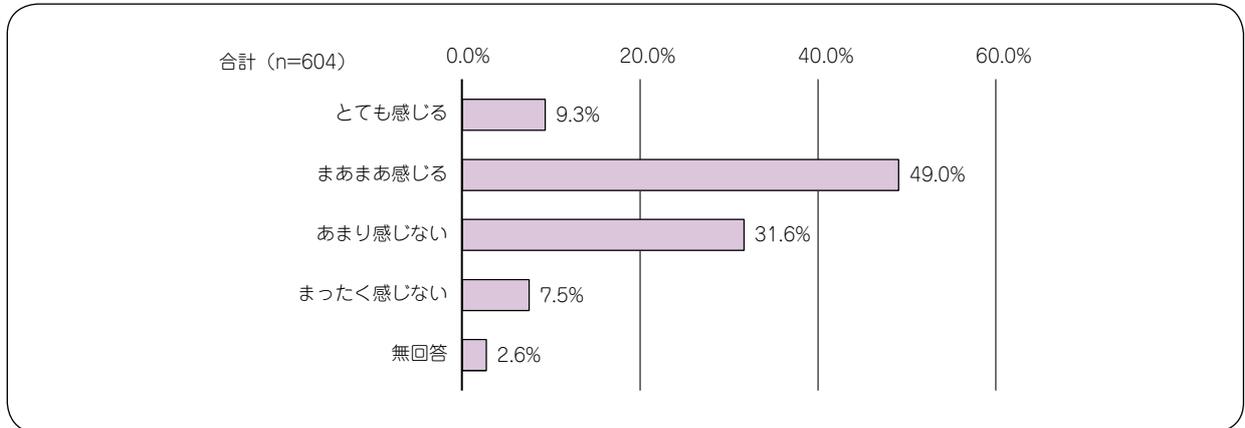




## ⑫ 地域の人への支え

地域の人から子育てを支えられているかについては、「とても感じる」、「まあまあ感じる」を合わせた“感じる”割合が58.3%と過半数を超えています。

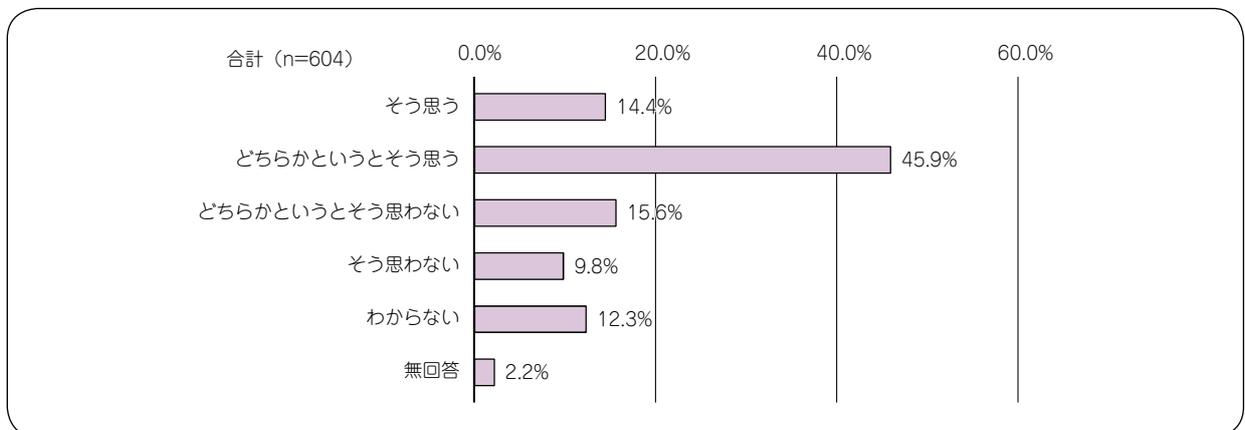
### ■就学前児童+就学児童



## ⑬ 竹原市での子育て

竹原市は子育てしやすいまちかどうかについて、「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせた“思う”割合が60.3%と過半数を超えています。

### ■就学前児童+就学児童









# 竹原市すくすくプラン 2020

「つながるつなげる 竹原スマイル。」

～第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画～

発行日／令和2年3月

発行／竹原市 福祉部社会福祉課

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL (0846) 22-7742

FAX (0846) 22-5311